

みんなの居場所づくりを応援します！

地域お茶の間創造事業 スタートガイド



米原市

2023年 改訂版

はじめに

地域の活性化および互助によるコミュニティの構築を促進するため、平成 25、26 年度にモデル地域として採択された団体を参考にし、本スタートガイドを作成しました。

『地域お茶の間創造事業』を始めようとお考えのみなさんにぜひご活用いただき、事業をスタートする際の参考にさせていただけたらと思います。

日頃、それぞれの地域で活動されているみなさんが、これまでの活動を広げたり、新しいことを始められ、地域の子どもから高齢者まで、そこに住む人みんなが笑顔で暮らし、いきいきと輝いて活躍できる地域づくりを一緒にできれば幸いです。

目次

地域お茶の間創造事業を始めたわけ……………3

地域お茶の間創造事業のきほん……………4

気 づ き 編 …… 6

き っ か け づ くり 編 ……12

団 体 (グ ル ー プ) 設 立 編 ……13

地域お茶の間創造事業を始めよう……………21

団 体 (グ ル ー プ) 運 営 編 ……21

居 場 所 づ くり 編 ……25

地 域 支 え 合 い 活 動 編 ……30

有 償 ボ ラ ン テ ィ ア 編 ……39

Q & A……………40

参考資料……………46

モ デ ル 地 域 ニ ー ス 調 査 結 果 ……46

地域お茶の間創造事業を始めたわけ

人口減少と高齢化の波が確実に訪れている今、米原市においても年々、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えています。

地域からは、「一日中、家でテレビを見て過ごしている。」、「家族と住んでいるけれど、ほとんど会話が無い。」、「車に乗れないので買い物に困る。」といった声が聞こえてきました。

また、見守りや声掛けなど日頃から見守りが必要な世帯も増え、自治会役員さんや民生委員児童委員さんの負担も大きくなっています。

一方、団塊の世代をはじめ、まだまだ意欲と能力のある元気な高齢者がいるなどところで活躍されています。

このような現状から、高齢者同士のコミュニケーションを図り、お互いに顔の見える関係づくりを進める必要性を感じたことから、米原市では、元気な高齢者が活躍し、支援の必要な高齢者が身近なところでサービスを受けられるような「居場所づくり」と「ボランティア拠点事業」を始めることにしました。

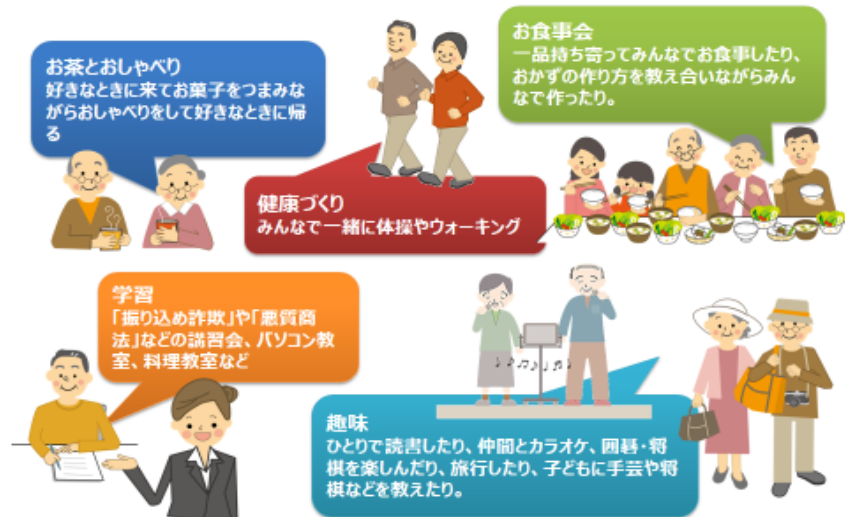
現在米原市では「居場所づくり事業」「地域支え合い活動事業」「立ち上げ支援事業」の3つの制度により、地域の居場所づくり、支え合いの取り組みを応援しています。

地域お茶の間創造事業のきほん

居場所づくり事業とは

地域の人が集まって、誰でも気軽に集える居場所を作り、おしゃべりや体操等を行います。この居場所を拠点として、地域の課題解決や活性化も目指します。

居場所づくり事業の例



※下記の①～④いずれか選択（①～③は月3回以上の開設、④は週5日以上開設）

①居場所設置事業：居場所の開設運営

1,000円/回（上限：80,000円/年）

②介護予防活動拠点事業：居場所の開設運営+介護予防活動

ご近所元気にくらし隊員2人以上の配置

2,000円/回（上限：160,000円/年）

③地域まるごと拠点事業：居場所の開設運営+介護予防活動+見守りおよび介助等

介護職員初任者研修修了者または教員免許取得者や医療・福祉・保育の

国家資格取得者2人以上の配置

※介護予防活動を行う場合は、上記に加え、ご近所元気にくらし隊員2人以上の配置

3,000円/回（上限：240,000円/年）

④常設型居場所づくり事業：居場所の開設運営+多世代・共生の取組

介護職員初任者研修修了者または教員免許取得者や医療・福祉・教育の

国家資格取得者2人以上の配置

（上限：400,000円/年）

地域支え合い活動事業とは

地域の住民による見守りや、配食、家事援助、外出支援、高齢者等の居宅周辺の除雪など、地域の互助によるコミュニティの構築を促進する事業です。

上記の生活支援活動等に対して、1団体当たり上限 100,000 円/年の補助となります。

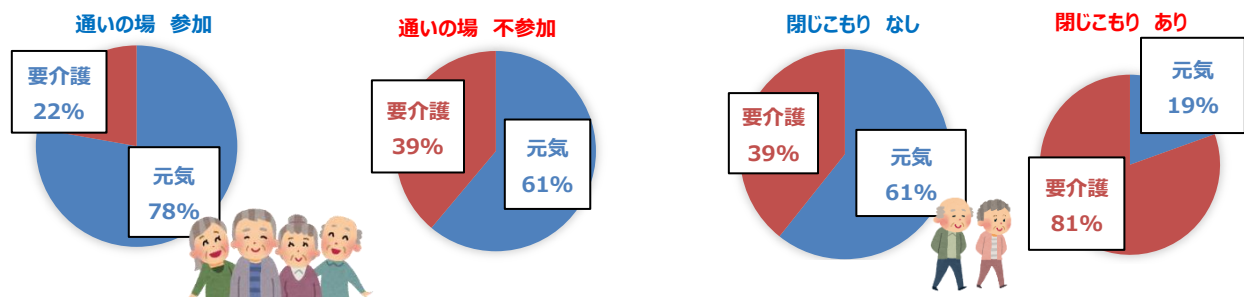
地域支え合い活動事業の例



立ち上げ支援事業とは

居場所づくりを始める際、1度だけ 20,000 円を限度に団体設立にかかる経費を補助する事業です。

居場所 コラム ～通いの場の効果～



通いの場に参加している人は、不参加の人に比べて、アンケート調査 7 年後も元気を維持されている人が多くなっています。

閉じこもりのない人は、閉じこもりの人と比べて、アンケート調査 7 年後も元気を維持されている人が多くなっています。

地域お茶の間創造事業のきほん * 気づき編 *

お住まいの地域について考えてみましょう。

地域で暮らすおじいちゃんやおばあちゃんが困っていること、日頃、不便を感じておられることはありませんか。また、暮らしの中でこんなサービスが身近にあったらいいと思うようなことはありませんか。

● 地域の実情や不足している活動を把握しよう

普段、家族やご近所で何気なく話をしているなかで、もしかしたら、地域の課題や実情について、気づくヒントがあるかもしれません。

まずは、地域の課題やニーズに気づくことから始まります。普段の何気ない会話のほか、もっと積極的に把握することもでき、次のような方法があります。

- ・アンケート調査（全世帯型、抽出型）
- ・訪問調査（全世帯型、抽出型）
- ・ワークショップ（ご近所同士の話し合い、自治会や団体の会議など）

モデル事業では、地域の高齢者（75歳以上のひとり暮らし高齢者、75歳以上高齢者のみ世帯、75歳以上日中独居世帯）を対象に聞き取り調査を実施し、何に困られていて、何を求めておられるのかを把握し、そのニーズを地域で展開される支え合い活動につなげていただきました。

モデル事業で使用したアンケート項目なども参考にしてください。

※調査結果は 46 ページを参考にしてください。

「米原市地域お茶の間創造事業」高齢者生活支援ニーズ調査 聞き取り調査票

モデル事業で使用した調査票

調査日： 年 月 日

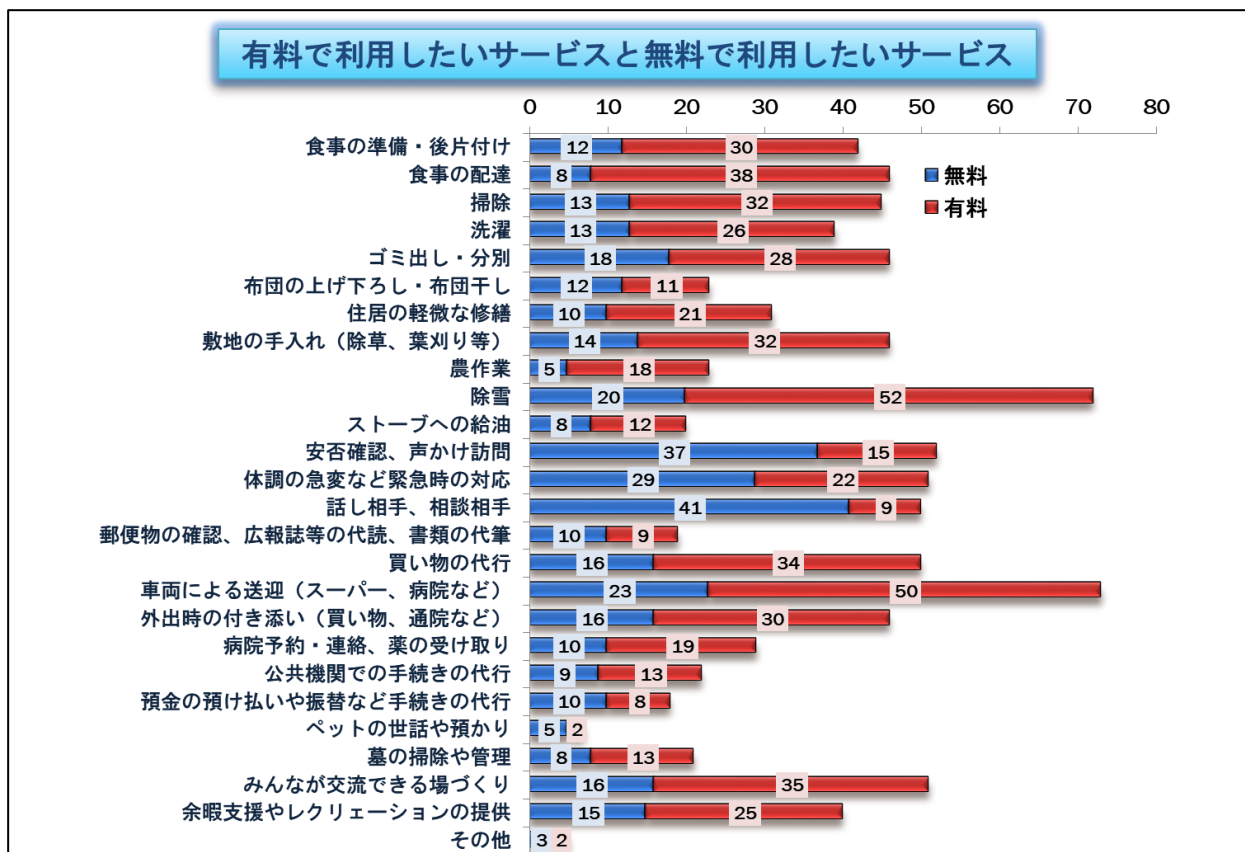
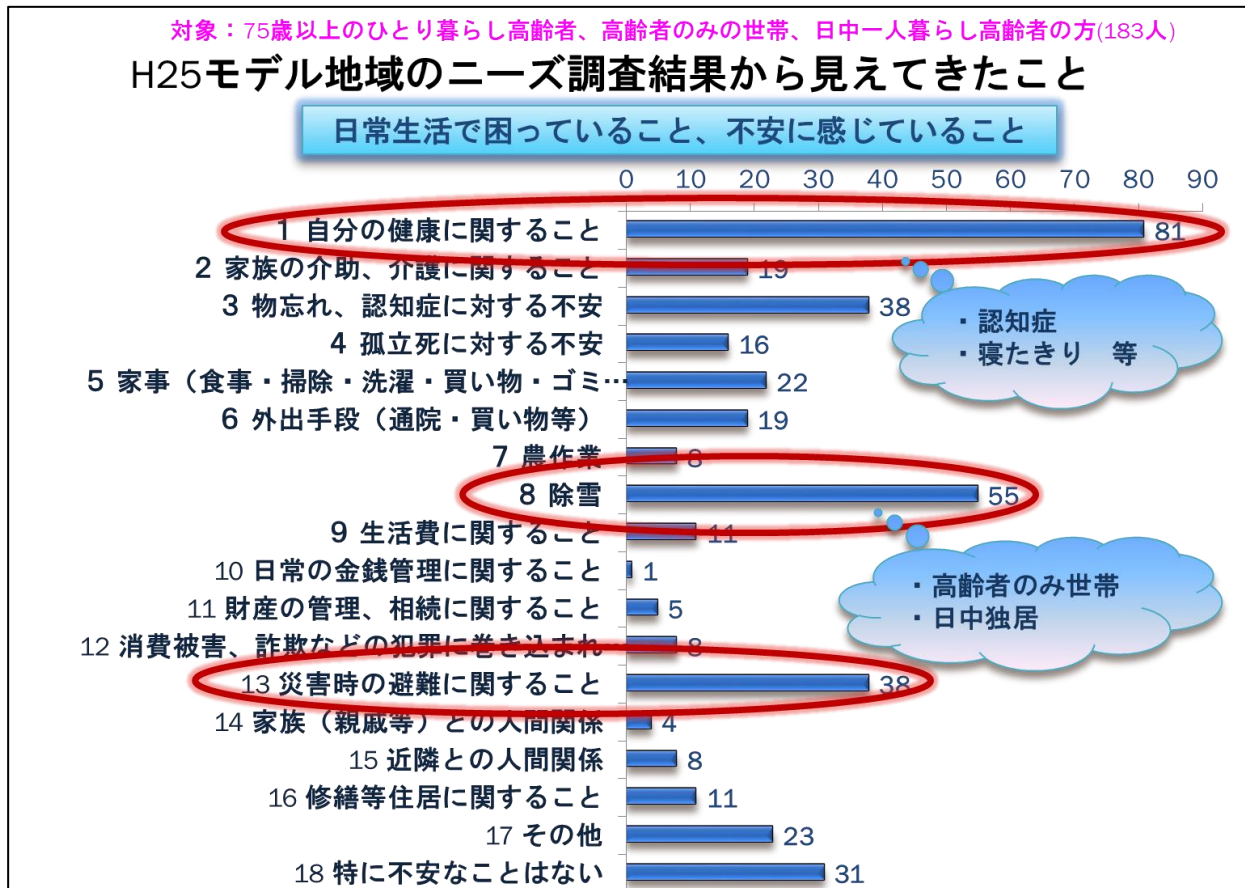
調査者： _____

質問	選択肢	具体的に聞き取った内容
1 性別	1 男 2 女	
2 世帯の状況 (いずれか1つに○)	1 単身 → 3・4へ 2 高齢者のみ → 3・4へ 3 日中独居 → 5へ	
※2で1・2と答えた方 3 別居の身内 (あてはまるものすべてに○) 最もよく会う方には◎	1 配偶者 2 子ども 3 孫 4 配偶者の父母 5 子どもの配偶者 6 その他 ()	
※2で1・2と答えた方 4 3で◎の方の居住地	1 区(自治会)内 2 米原市内 3 滋賀県内 () 4 滋賀県外 ()	
※2で3と答えた方のみ 5 同居の身内 (あてはまるものすべてに○)	1 配偶者 2 子ども 3 孫 4 配偶者の父母 5 子どもの配偶者 6 その他 ()	
6 介護認定 (いずれか1つに○)	1 要支援 2 要介護 3 受けていない 4 わからない	
7 病院受診 (いずれか1つに○)	1 持病があり定期的に受診 2 持病があり不定期に受診 3 持病はあるが、現在、受診していない 4 現在は健康で受診していない	
8 日常生活で困っていること、 不安に感じていること (あてはまるものすべてに○)	1 自分の健康に関すること 2 家族の介助、介護に関すること 3 物忘れ、認知症に対する不安 4 孤立死に対する不安 5 家事(食事・掃除・洗濯・買い物・ゴミ出し等) 6 外出手段(通院・買い物等) 7 農作業 8 除雪 9 生活費に関すること 10 日常の金銭管理に関すること 11 財産の管理、相続に関すること 12 消費被害、詐欺などの犯罪に巻き込まれること 13 災害時の避難に関すること 14 家族(親戚等)との人間関係 15 近隣との人間関係 16 修繕等住居に関すること	

	17 その他 ()		
	18 特に不安なことはない		
9 最もよく利用する商店・病院等までの移動手段と所要時間 ※移動手段について、他の人に乗せてもらう場合は、その他に誰に乗せてもらうかを記入。	外出先	移動手段 (いずれか1つに○)	所要時間 (片道)
	商店・スーパー	1 徒歩 2 自転車・バイク 3 自家用車 (自分で運転) 4 バス・電車 5 タクシー 6 その他 ()	約 分
	病院 (医療機関)	1 徒歩 2 自転車・バイク 3 自家用車 (自分で運転) 4 バス・電車 5 タクシー 6 その他 ()	約 分
	銀行 (金融機関)	1 徒歩 2 自転車・バイク 3 自家用車 (自分で運転) 4 バス・電車 5 タクシー 6 その他 ()	約 分
10 安全確保、安否確認をかねてしてもらっていること、利用しているサービス (あてはまるものすべてに○)	1 親族に定期的に電話をかける・かけてもらう 2 民生委員児童委員や福祉委員等に連絡をする・訪問してもらう 3 近所の人や友人に連絡する・声かけや訪問をしてもらう 4 区 (自治会) や市の災害時要援護者登録制度に登録している 5 緊急通報システムを利用 6 民間のセキュリティサービスを利用 7 その他 () 8 特に何もしていない		
11 日常生活で困ったときに利用したいと思うサービス (あてはまるものすべてに○)	サービス内容	有料	無料
	1 食事の準備・後片付け		
12 住民参加型サービスとして提供された場合、有料で利用するものに○	2 食事の配達		
	3 掃除		
	4 洗濯		
	5 ゴミ出し・分別		
	6 布団の上げ下ろし・布団干し		
13 住民参加型サービスとして提供された場合、無料で利用するものに○	7 住居の軽微な修繕		
	8 敷地の手入れ (除草、葉刈り等)		
	9 農作業		
	10 除雪		
	11 ストーブへの給油		
	12 安否確認、声かけ訪問		

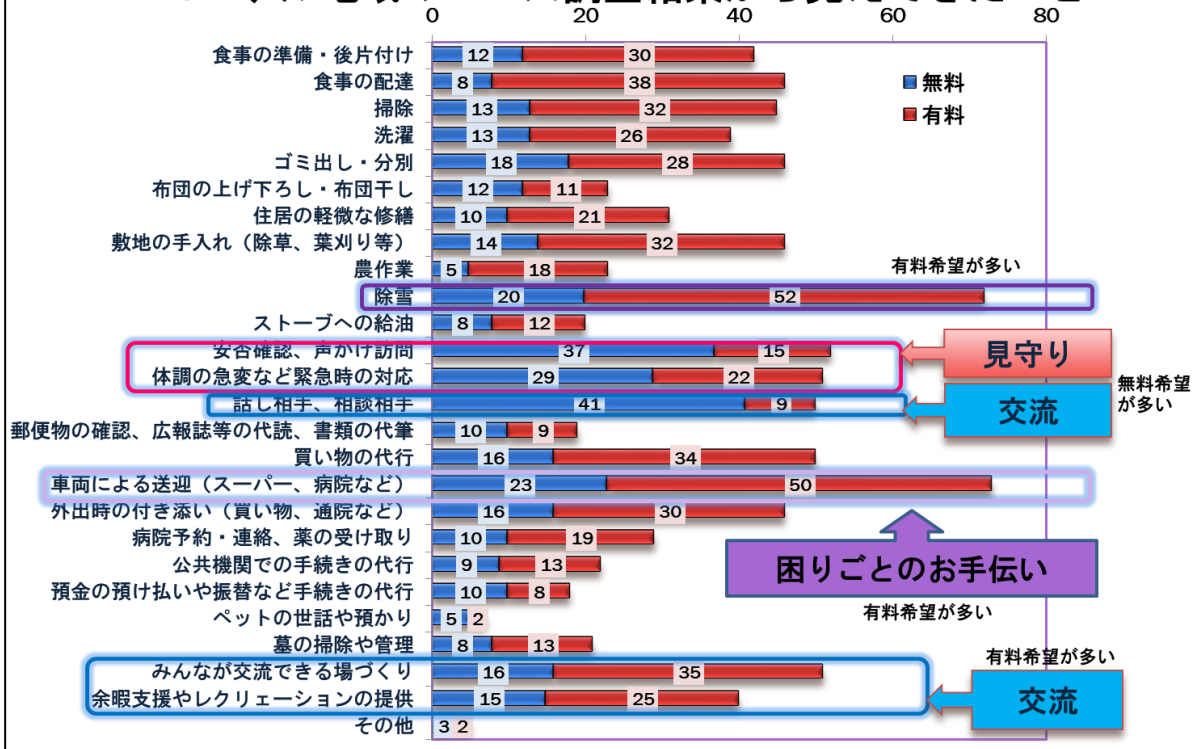
利用したい場合、 行き先にも○	13 体調の急変など緊急時の対応		
	14 話し相手、相談相手		
	15 郵便物の確認、広報誌等の代読、書類の代筆		
	16 買い物の代行		
	17 車両による送迎（スーパー、病院、公共機関、金融機関など）		
	18 外出時の付き添い（買い物、通院、病院内、公共機関、金融機関、地域行事、墓参り、散歩、外食など）		
	19 病院予約・連絡、薬の受け取り		
	20 公共機関での手続きの代行		
	21 預金の預け払いや振替、公共料金の支払いなど手続きの代行		
	22 ペットの世話や預かり		
	23 墓の掃除や管理		
	24 みんなが交流できる場づくり		
	25 余暇支援やレクリエーションの提供		
26 その他（ ）			
14 住民参加型サービスが「有料」で提供された場合、30分あたりいくらくらいなら利用するか （サービス内容によって一律の料金設定にはならないことが予想されますが、日常的に利用する内容を想定し、回答してもらう）			円
15 住民参加型サービスを利用する場合に、重視する条件 （あてはまるものすべてに○）	1 好きなときに利用できること 2 経済的負担が少ないこと 3 プライバシーが守られること 4 いつでも利用を取りやめられること 5 できるだけ同じ人が関わってくれること 6 サービスの提供者が他の地域の人であること 7 市や関係機関（病院等）とよく連絡を取ってくれること 8 その他（ ）		
16 将来、病気になったり、手助けが必要になったりした場合、どのように暮らしていきたいか（いずれか1つに○）	場所	手助けしてもらう人	
	1 自宅 2 施設 3 病院 4 その他 （ ）	1 家族（親戚等） 2 家族以外の地域の人 3 公的サービスや民間サービスを利用する 4 その他（ ）	
17 現在の暮らしの中で不安に感じること、安心して暮らすために求められることなど			
18 地域とのつながり	1 あり 2 なし	※調査者の所見により記入	

□【参考】モデル地域のニーズ調査結果（概要）




対象：75歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、日中一人暮らし高齢者の方(183人)


H25モデル地域のニーズ調査結果から見てきたこと




調査員の印象に残った言葉




家族と住んでいても喋らない日もあり、本当にさみしい。







買い物は家族がしてくれるので心配はないが、食料品や服を自分で見て買いたい。



自分が役に立つこともあり協力できる。（要介護者もあり）



地域のことは夫が何もかもしてきていたので、私はあまり交流がない。



自分はいつまでも家にいたいですが、子どもたちに迷惑をかけるから施設に行かないとためなのかも。（意見として多い）

地域お茶の間の創造事業のきほん *きっかけづくり編*

●できることから始めよう

地域の実情やニーズを把握できたら、次は、近所や仲間とその結果を共有し、自分たちで何ができるかを考えてみましょう。

地域の困りごとのお手伝いをしたい、地域活動をはじめてみたいなど様々な思いを持った人たちが、地域のために何かをはじめようというきっかけづくりが必要です。

例えば、「一人で居るのがさみしい」、「話し相手がほしい」といった声が多いのであれば、みんなが一堂に集まれる居場所づくり、お家に訪問して話し相手になる、また「スーパーに買い物に行きたい」、「病院に連れて行ってくれないかな」という声には、車でお店や病院へ送迎するなど、地域でできる、ちょっとした助け合い活動をはじめてみましょう。

また、地域ですでに実施されている活動、団体があるかもしれません。

そこに参加する、あるいは活動を広げるなどの方法もあります。



地域お茶の間創造事業のきほん *団体（グループ）設立編*

●活動団体等を立ち上げよう

地域の支え合い、助け合い活動は、一人ではできません。

まずは、活動をはじめするために組織の設立・運営の準備が必要です。

そのためには、同じ気持ちや志を持つ仲間同士で、団体やグループを立ち上げて、意志の統一や一定の決まりごと（ルールなど）をつくることが、円滑な活動につながります。

ステップ 1 仲間づくり

一人では仲間はつくれません。まずは、志を同じくする仲間を最低5人程度集めます。

そして、その仲間から中心となる人を探します。

このときに集まった仲間が、後々、団体の発足メンバーとなります。

- ◆地域の代表者（自治会長や民生委員児童委員など）や活動団体（老人会・婦人会・サロン・団体など）に声をかけてみましょう。
地域のなかに、同じ活動をしている人や団体がある場合は、メンバーを紹介してもらったり、団体運営のノウハウを教えてもらうことができるかもしれません。

ここが
ポイント

- ◆仲間づくりの第1歩として、各自治会の地域福祉懇談会（社会福祉協議会が推進されている）を活用されると自治会での課題共有や団体設立に向けて進めることができるかもしれません。

ステップ 2 情報の共有

活動を行う地域で、実際に何が必要とされているのか、何が不足しているのか、まずは、仲間同士で情報を共有しなければなりません。

共有する情報は、仲間が持つ情報や自治会・民生委員児童委員などが把握している情報のほか、市役所や社会福祉協議会が持っている情報もあります。いろんな情報源から情報を集め、仲間同士で共有しましょう。

- ◆モデル団体のニーズ調査結果も参考になりますよ。

ここが
ポイント

ステップ 3 団体の設立

①自治会に話をします

自治会内でお茶の間創造事業を進めるために、事前に自治会へ話をもちかけましょう。事前に協議や調整をしておく、自治会館の利用やメンバー募集、地域行事との連携など、事業を円滑に進めやすくなります。

②メンバーを募集します

お茶の間創造事業に賛同してもらえる人、協力してもらえる人を募集します。自治会や各種団体、グループなどへメンバーを募っていることを呼びかけましょう。

メンバーを募集する方法として、自治会内や各種団体へ趣意書※やチラシを配布して、事業の趣旨や目的を理解してもらうことも有効です。

※17 ページの趣意書作成例を参考にしてください。

③団体の目的・理念を決定します

仲間の思いや地域のニーズを把握したうえで、どのような目的・理念で団体を立ち上げ、活動するのかをメンバー全員で話し合って、決定します。

この目的・理念が、のちに作成する団体の規約に反映されます。

- ◆理想が高すぎる場合、活動の途中からメンバー間で意識の違いがでたりすることもあります。まずは、メンバー同士納得できるまで、議論を深めましょう。

ここが
ポイント

④活動内容を決定します

事前に把握した情報やニーズを参考に、高齢者の困りごとや支援を必要とする人の手助けなどの活動内容（対象者・内容）を決定します。

【モデル例】

- ・自治会館や空き家等を利用した居場所づくり、コミュニティカフェの開設
- ・買い物や病院への送迎支援、・高齢者の自宅周辺の除雪作業
- ・ちょっとした生活支援（電球の取替、障子の張り替え、粗大ゴミの収集運搬など）

- ◆長く活動するためには、最初から無理をせず、できることからやってみましょう。

ここが
ポイント

⑤団体の設立

(1) 団体の名称を決定します。

【モデル例】

・野一色みまもりたい ・枝折おたすけ隊 ・〇〇お茶の間クラブ など

ここが
ポイント

◆地域の人が愛着を持てるように、わかりやすく、親しみやすい名前をつけましょう。

(2) 代表者を決定します。

メンバー全員で話し合って決めましょう。やる気のあるリーダー的な人がおられたら、積極的に代表者になってもらい、メンバー全員で盛り上げましょう。

【モデル例】

・自治会長経験者（現職も含みます。）
 ・民生委員児童委員経験者（現職も含みます。）
 ・福祉活動実践者（サロン活動、見守り活動をされている人など）
 ・まちづくり活動実践者 など

ここが
ポイント

◆代表者だけにすべてのことを任せてしまわず、誰が何の役割をするのかという役割分担を明確にして、リーダーを支えましょう。

(3) 規約をつくります。

団体の活動目的や内容について、メンバーで協議し、正式に決定します。

※18 ページ規約作成例を参考にしてください。

ステップ4 地域への紹介（お披露目）

団体で行う活動について、地域の人に知らなければなりません。チラシなどを作成して回覧したり、メンバーが手配りして、みんなに知ってもらいましょう。

ここが
ポイント

- ◆活動内容について、支援が必要な人や高齢者世帯へ直接手渡して説明すると、興味を示してもらったり、サービスの利用につながることもあります。
- ◆地域のイベントなどでお披露目することも周知につながります。

【お茶の間団体の運営主体タイプ】

●自治会型（自治会が実施主体）

柏原など

●自治会承認型（自治会で承認を得た任意団体）

野一色みまもりたい、能登瀬お茶の間クラブ、生活支援ボランティアグループ（天満）、
枝折おたすけ隊、河内区福祉委員会、上丹生結いの会、岩脇まちづくり委員会、世継サロンなど

●独立型（任意団体）

一般社団法人大野木長寿村まちづくり会、ルポリーベサロット（やすらぎハウス）など

お茶の間団体は、
自治会実施主体型と
任意団体型（自治会承認型・
独立型）のタイプに
分かります。

自治会型〔柏原自治会〕



自治会承認型

〔能登瀬お茶の間クラブ〕



独立型

〔一般社団法人大野木長寿まちづくり会〕

ステップ番外 趣意書作成例

●●お茶の間事業立ち上げ趣意書

●●自治会のみなさま

●●の候、みなさまにおかれましては、健やかに過ごしのことと存じます。

さて、少子高齢化が進むいま、ひとり暮らしのお年寄りやお年寄りのみ世帯、日中独居のお年寄りなど、見守りや支援を必要とする高齢者の皆さんが、これから地域に増えてくることが見込まれます。

わたしたちも年を重ねるにつれ、「身近なところに気楽に行って話ができる場所があるといいな」「生活で困ったことがあれば、字の中で助け合えるといいな」と思うことがあります。

そこで、みなさまが今後も地域で安心して暮らしていくことができるよう、居場所づくりや日常生活での困りごとをお手伝いさせていただく団体を立ち上げたいと思っています。

趣旨にご賛同いただける方につきましては、団体の立ち上げメンバーとしてご協力を賜りたく、別紙に署名のうえ、発起人へお渡しください。

みなさまのご理解、ご協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

令和 年 月 日

発起人代表 ●●●●

発 起 人 ●●●●、●●●●、●●●●、●●●●、●●●●、

1. 目的

ひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯、日中独居高齢者などの不安を解消し、安心して暮らせる地域にする。

2. 活動内容

- ・事前準備…団体の設立、調査、勉強会、見学会
- ・コミュニティカフェ事業…おしゃべり、お茶会
- ・生活支援事業…ゴミ出し、買い物同行
- ・見守り活動…スタッフが地域のウォーキングコースを歩きながら、高齢者宅を見守る。
- ・趣味の会…料理、手芸、工芸、冠句、カラオケ、書画、ゲートボール、グランドゴルフ、健康体操

3. その他

賛同いただける方は、下記までご連絡ください。

連絡先 ●●●● TEL ●●-●●●●

ステップ番外 規約作成例

もしくは会則など

(団体名) 規約

(名称)

団体

第1条 この会は、●●● (以下「×××」という。) と称する。

「団体」または「プロジェクト」等

(事務局)

第2条 この団体の事務局は、米原市▲▲▲番地に置く。

(目的)

第3条 この団体は、.....を目的とする。

(活動内容)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するために次のような活動を行う。

(1)

項目はあるだけ

(2)

団体で任意で決めてください。

(メンバー)

第5条 この団体は、団体の目的に賛同し、米原市内に居住または勤務(活動)、通学する者のほか、会長が認めた者により組織する。

(入会)

第6条 メンバーになろうとする者は、その意思を会長に示し、団体の承認を得るものとする。

(退会)

第7条 この団体を退会しようとする者は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

(役員)

「代表」でも構いません。

第8条 団体には次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 会計 1名

(4) 監事 2名

組織や取り組む事業の内容によっては内容によっては、〇〇部会長や、幹事など自由に増やしてください。

2 第1項に定める役員は、メンバーの互選により選出する。

3 役員の任期は■年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条にあわす。

(職務)

第9条 会長は、この会を代表し、その会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまた欠席の場合は、その職務を代行する。

(解任)

第10条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決によりこれを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

参考です。

(総会)

第11条 団体の総会は、メンバーを持って構成し、年に◆回以上開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は以下の事項について議決する。

(1) 規約、事業等の変更

参考です。

(2) 解散

(3) 事業報告および決算報告

(4) 事業計画および収支予算

(5) 役員の選任または解散

(6) その他団体の運営に関する重要事項

3 総会は、メンバーの過半数の出席がなければ、開会することができない。

4 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(事業年度)

第12条 この団体の事業年度は、毎年 月 日に始まり、翌年 月 日に終わる。

(委任)

第13条 この規約に定めのない事項は、会長が定める。

付 則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。

〇〇〇〇会員名簿

令和〇〇年〇月〇日現在

氏名	役職	住所

以上〇〇名

地域お茶の間創造事業を始めよう * 団体（グループ）運営編 *

●活動をスタートしよう

メンバーが集まり、団体が設立されたら、いよいよ事業のスタートです。

ステップ 5 事業計画

まずは、何から始めるのか、対象は誰にするのか、運営資金をどうするのかなど、これからの運営について計画しましょう。

【参考】事業開始までのフロー図

- ①事業内容（どのような事業をどのような方法で実施するのか）
- ②事前準備（何が必要なのか）
- ③事業スケジュール（いつ頃何をするのか）
- ④予算（活動するために、経費がどれぐらい必要なのか、収入はどれぐらいあるのか）

〔支出〕

- 初期経費…事務用品等の消耗品、備品購入 など
- 運営経費…拠点の光熱水費、カフェの材料費、ボランティアの謝礼 など

〔収入〕

- 事業収入…居場所の利用料、カフェの売上、生活支援サービスの利用料 など
- その他…寄付金、助成金 など

※24 ページの事業計画書記入例を参考にしてください。

◆最初から「あれも、これもやろう」と気負わず、目標のハードルもできるだけ高くしないようにすると
気楽に楽しみながら活動することができますよ。

ここが
ポイント

ステップ番外 補助金交付申請書作成例

様式第1号（第6条関係）

米原市地域お茶の間創造事業費補助金交付申請書

●●年 ●月 ●日

米原市長 様

申請者 住所 米原市●● ●●番地

氏名 ●● ●●

米原市地域お茶の間創造事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 補助年度	●●年度	2 補助金の交付申請の額	●●●●●● 円			
3 補助事業等の目的	例) ・地域の支え合い活動の推進 ・高齢者の居場所づくり 等					
4 事業区分および経費所要額						
区分	補助基準額 (円)	積算額 ①	対象経費 交付予定額 方の額③	④	③と④を比較して少ない方の額⑤	
<input type="checkbox"/> 居場所づくり事業 (ア～エのいずれかに○印)	ア 居場所設置事業 1,000×___日＝	円 80,000 円	円	円	円	
	イ 介護予防活動拠点事業 2,000×___日＝	円 160,000 円	円	円	円	
	ウ 地域まるごと拠点事業 3,000×___日＝	円 240,000 円	円	円	円	
	エ 常設型居場所づくり事業	円 400,000 円	円	円	円	
<input type="checkbox"/> 地域支え合い活動事業		円 100,000 円	円	円	円	
<input type="checkbox"/> 立ち上げ支援事業		円 20,000 円	円	円	円	
⑤の合計					円	
5 着手および完了予定年月日	着手予定	●●年 ●月 ●日				
	完了予定	●●年 ●月 ●日				

実施される事業に✓を入れ、積算額を算出してください。

事業の開催日時と年間の開催日数を記入して下さい。

6 居場所づくり事業の概要	開設曜日 <input type="checkbox"/> 毎週 ()曜日 <input type="checkbox"/> その他 () 開設時間 ()時 ()分 ~ ()時 ()分 開設予定日数 (年間)日
7 団体の名称	●●●●●●●●
8 団体の所在地 (事業所または活動拠点)	〒 521 - ●●●●● 米原市●●●●●番地
9 団体の代表者	(フリガナ) ●●●●● ●●●●●
	氏名 ●●●●●
	住所 〒 521 - ●●●●● 米原市●●●●●番地
	TEL 0749 (5●) ●●●●● FAX 0749 (5●) ●●●●●
	メールアドレス ●●●●●@●●●●●.●●●●●
10 団体設立年月日	●●年 ●●月 ●●日
11 団体の構成員数 (名簿を添付してください。)	●●人 (見込み)
	うち、ご近所元気にくらし隊員 ●●人
	うち、介護職員初任者研修等修了者または教員免許取得者や医療・福祉・保育の国家資格取得者 ●●人
12 事業内容 および スケジュール等	例) ・事前準備 (団体設立等)・・・●月●日から●月●日まで ・居場所づくり事業・・・毎週●曜日 ●●時～●●時まで ・カフェ開設・・・毎週●曜日 ●●時～●●時まで ・配食サービス・・・毎週●曜日 ・見守りサービス・・・不定期
13 補助事業等の 効果の見込み	例) ・会館を開放することで、みんなの集まりやすい居場所ができる。 ・まいばら体操を続けることで、利用者の体力維持につながる。
14 次年度以降の 活動内容	例) ・配食サービスを地域外へ拡大 (他地域への配達) ・移動支援の開始
15 添付書類	(1) 収支予算書 (2) 団体の規約または会則 (法人にあっては定款) (3) 構成員名簿 (法人にあっては役員名簿) (4) その他()

活動拠点となる場所を記入してください。(自治会館、代表者の自宅など)

これから団体を設立される場合は、設立予定日を記入してください。

直近の人数をご記入ください。

実施される年度の事業内容を記入してください。記入できない場合は別添としてください。

事業計画 記入例

事業内容および実施方法

■事前準備

- ・担い手になりそうな人材を発掘する。
- ・先進地視察と配食サービスに関する勉強会を行う。

■居場所づくり・コミュニティカフェ事業

- ・居場所として集落の中心に位置する寺を活用する予定。※住職の承諾済み
- ・集落のニーズに合わせて寺の本堂を開放し、誰がいつ来てもよく、思い思いの時間を過ごすことのできる居場所とする。
【例】毎週（月）、（木）、（土）の午前9時から午後6時まで
- ・開放日には午前9時30分と午後2時30分に「まいばら体操」を映して行い、体力維持や転倒予防につなげる。
- ・参加費の設定や飲み物や軽食等の費用を徴収し、自己資金とする。
【例】参加費 100 円／回、コーヒー代 50 円／杯など
- ・居場所に高齢者だけでなく子育て世代など誰でも集うことができるカフェを開設する。

■配食サービス

- ・庫裏で昼食を作り、高齢者宅に届ける。
- ・サービス料の徴収を検討し、事業を継続できる適当な金額を設定する。
【例】昼食：500 円／食、家事支援：400 円／時間

■見守りサービス

- ・定期的に、ひとり暮らしや気になる高齢者のお宅を訪問し、声かけを行う。
- ・見守りで気がついたことをメンバーで共有し対応を考える。
- ・ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の様子を知りたい子どもに対して、週に1回、親の近況をメールで知らせるサービスを提供する。
【例】500 円／月
- ・鍵の預かりや、風通しなどの家の管理サービスを提供する。
【例】1,000 円／月

■出荷代行サービス

- ・車に乗ることのできない高齢者に代わって、各個人の畑で収穫された農作物などを「道の駅」などへ出荷する。
- ・売り上げに応じた代行サービス料の徴収を検討する。
【例】売上金の 15%

地域お茶の間創造事業をはじめよう *居場所づくり編*

身近な地域で、住民が気軽に集まって、お茶を飲みながらおしゃべりしたり、情報交換をしたり、趣味活動をしたり、時にはお互いに助け合ったり。そんな身近な地域ならではの、気楽な『居場所』をつくってみましょう。

ステップ 6-1 スタッフを集める

居場所を運営するにはスタッフが必要です。団体メンバーや地域の人から居場所づくりに協力してもらえる人を集めます。

団体メンバーには、地域の物知りさんや世話好きな人、多彩な趣味を持っている人など、きっといろんな人がいるはずです。友達や仲間のほか、地域で活動されている人に声をかけてみましょう。

- ◆モデル団体の居場所づくりでは、**女性スタッフが活躍**です！
- ◆できるだけたくさんの人に声をかけてみましょう。料理が好きな人、茶道の先生、飲食店で働いていた人など、経験を生かして居場所で活躍してもらえる人が見つかりますよ。



ここが
ポイント

ステップ 6-2 居場所の内容を決める

居場所の具体的な内容を決定します。事業計画で細かい点が決まっていないときは、開設する場所（部屋）や曜日、時間、スタッフ体制、提供内容、料金などの詳細を決定します。

- 場所の決定
- 曜日と時間を決定
- スタッフ体制を決定
- 提供内容（種類・料金など）を決定

- ◆モデル団体の運営方法なども参考にしながら、地域の実情に合わせて、それぞれのやり方で居場所をつくりましょう。



ここが
ポイント

ステップ 6-3 地域へお知らせする

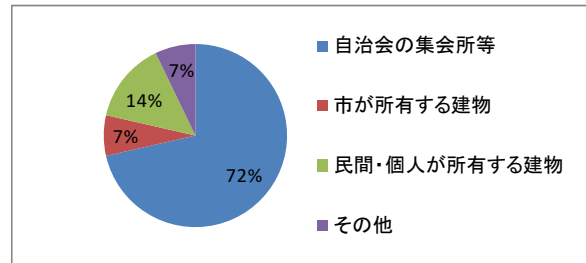
居場所の内容が決定したら、チラシなどを配って地域の人へお知らせします。

また、特定の団体（老人会・サロン団体・健康づくり団体など）や個人（ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯など）に声をかけることも効果的です。

ステップ番外 モデル団体の居場所づくり（モデル団体実態調査結果より）

■ 活動・居場所拠点

有り		13
	自治会の集会所等	10
	市が所有する建物	1
	民間・個人が所有する建物	2
	その他	1
無し		0



〔分析結果〕

- ・全ての団体に活動拠点が有ります。活動拠点は自治会の集会所等が最も多く、市・民間・個人が所有する施設を拠点としている団体もあります。
- ・自治会内で活動するには、設備的に整備されている自治会館等を拠点としたほうが活動しやすいと推測されます。

- ◆電気・水道・備品など設備が整っている自治会館を拠点にすると、初期の整備が軽減されます。
- ◆自治会館を拠点にする場合は、事前に自治会に話をしましょう。

ここが
ポイント

■ 活動・居場所拠点の使用料

有り		3
	光熱水費で支払い	1
	賃借料で支払い	2
無し		10

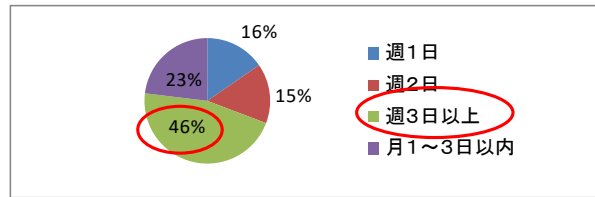
→	支払額：5000円/年額
→	支払額（個人所有物件）：10,000円/月額・2,000円/月額

〔分析結果〕

- ・民間・個人が所要する建物を拠点としている団体では、拠点の利用料負担があります。また、集会所等を利用している団体でも使用料を負担されている団体があります。
- ・利用料の負担額は団体によって異なりますが、事業の運営に少なからず負担となっていると推測されます。

■居場所の開設日・開設時間

週1日	2
週2日	2
週3日以上	6
月1～3日以内	3



午前	2
午後	7
午前～午後	5

【午前】●8:30～13:30、●9:00～12:00
【午後】●13:00～15:00、●13:00～16:00、●13:00～17:00
【午前～午後】●10:00～14:00、●10:00～15:00、●10:00～15:30、●10:00～16:00

〔分析結果〕

- ・居場所の開設日は、週3日の団体が最も多い結果となりました。開設時間帯は午後の開設が最も多く、午後のほうが利用者が集まりやすい時間帯だと推測されます。
- ・午前から午後にかけて開設している団体もあり、スタッフが昼食を買って提供されています。
- ・週3日以上開設している団体では、外出機会の多い春夏秋は週1日、外出機会の少ない冬は週3日というように、利用者の実態に合わせて開設されるなど、地域のニーズに応じて開設されています。

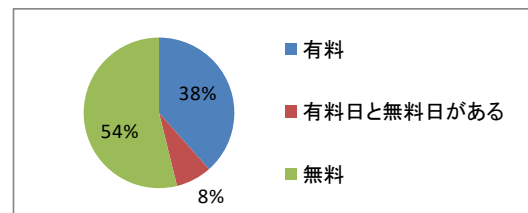
◆ほかの団体が活動される曜日や時間と重なると、会場が重なるだけでなく、参加する人も重なることがあります。曜日や時間が重ならないように配慮しましょう。



■居場所の参加費

有料	5
有料日と無料日がある	1
無料	7

参加費（1回当たり）の価格帯	
50円	2
100円	3
100円～500円	1

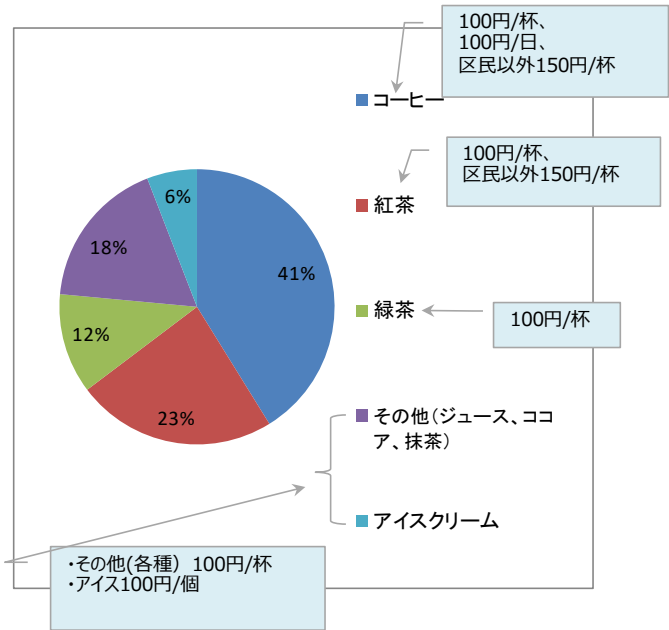


〔分析結果〕

- ・居場所の参加費については、有料より無料の団体が多くなっています。
- ・無料設定の団体のなかには、参加自体は無料とし、飲み物を有料として設定されているところがあります。
- ・参加費の価格については、100円が一番多く、ワンコイン(100円)という設定は、参加者側は負担なく支払いができる金額として、スタッフには管理しやすい金額として設定されていると推測されます。

■コミュニティカフェの料金

コーヒー		7
	有料	6
	参加費 含む	1
紅茶		4
	有料	4
緑茶		2
	有料	1
	無料	3
	参加費 含む	1
その他（ジュース、ココア、抹茶）		3
	有料	3
アイスクリーム		1
	有料	1



[分析結果]

- ・コミュニティカフェで提供されている飲み物はコーヒーが最も多く、そのほか紅茶やジュース、ココア、抹茶等があります。
- ・緑茶以外は有料で、ほとんどの団体が100円という料金設定になっています。
- ・高齢者が気軽に注文できる価格としてはワンコイン(100円)ぐらいが適当だと推察され、豆にこだわったり、茶菓子をつけたりするなどで、値段やお得感を出しながら、参加継続するための工夫をされていると推察されます。

- ◆居場所づくりでは、「居場所の参加費」あるいは「カフェの飲み物代」どちらかでお金をもらう仕組みになっています。
- ◆お金は1回当たり100円、1杯当たり100円の設定が多く、参加者にとって負担にならない金額設定や工夫をすれば、誰でも参加しやすくなります。

ここがポイント

■スタッフの体制

モデル団体では、概ね2～3人のスタッフで準備から後片付けまでされています。

スタッフの主な仕事は、場所の開け閉め、飲み物や菓子の準備（事前の買い物も含め）と後片付け、参加者の話し相手、参加費（飲み物代）の徴収などです。

- ◆居場所では参加者もスタッフも対等の立場です。参加者がお客さんではありません。参加者もスタッフとして共に居場所づくりを進めていきましょう。
- ◆スタッフの出番日は、シフトをつくって当番制にすると都合がつけやすくなります。一部のスタッフに負担がかからないようにシフトを決めましょう。

ここがポイント

ステップ番外 食品衛生法の営業許可について

コーヒーやジュースを提供するカフェや飲み物とサンドウィッチ等の軽食を提供するカフェを開きたい場合、喫茶店営業や飲食店営業(軽食喫茶)に当たる場合があります。

コミュニティカフェの内容によっては、食品衛生法による営業許可が必要になる場合があります。許可を取得していないコミュニティカフェは、飲食店のように入店多数の人に食事を提供することができませんので、ご注意ください。

- ・食品衛生法の営業許可の考え方(県子ども・青少年局発行) 平成 28 年 9 月 26 日 引用
- ・滋賀の縁創造実践センター 平成 29 年 3 月 引用

【営業許可が必要な場合】

○業として食品を製造、調理する場合 (社会通念上、飲食店営業と判断されるような形態)

- 主目的が子どもの居場所(勉強や遊びの場)であれば、「業として」当たらない。
- 開催頻度が反復継続するものでなければ、「業として」当たらない。

○不特定多数の人に食事を提供する場合

(誰にでも制限なく、訪れた人すべてに食事を提供する場合)

- 対象者について範囲が定められており(〇〇小学校の児童、〇〇自治会の子どもなど)、名簿などで管理されていれば「不特定多数」に当たらない。

<参考> 食品衛生法

法第 55 条第 1 項

前条に規定する営業(飲食店営業等)を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

法第 4 条第 7 項

この法律で営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は、これを含まない。

※料金を徴収している(営利目的)ことは、「営業」の判定において考慮する一要素となるが、「営業」の条件ではない。(「無料 = 営業許可不要」というわけではない)

【営業許可を受けるには】

専用の施設を設け、公衆衛生や機械器具等、許可基準に合致する設備で、保健所の確認検査を受けることが必要です。

詳しくは、長浜保健所(0749-65-6664)にご相談ください。

地域お茶の間創造事業をはじめよう

* 地域支え合い活動編 *

事前に把握した地域の実情やニーズから、実際にできるサービスを始めてみましょう。

ステップ 7-1 サービスを決める

例えば、自動車に乗れず、毎日の買い物に困っておられる人のために移動支援サービスをはじめたり、家族がいない昼間のご飯づくりができないという人のために配食サービスをしたり、重たい物が持てない高齢者のためにゴミ出しや灯油を運んだりするなど、いろんな生活支援サービスが考えられます。

実際に始めようとするサービスを決めるには、最初に内容と料金などの詳細を決定しなければなりません。

サービスの内容によっては、専門的な知識や技能が必要なときもあります。地域には、仕事や経験によって知識と技術を生かしてもらえる人がいるはずで、こういう人たちにピンポイントで声をかけると、協力してもらうこともできます。

料金などの詳細（利用料金、スタッフ謝礼、保険関係）は、利用者の立場と提供するスタッフの立場を考えながら、互いに負担にならないようよく話し合っ決定しましょう。

地域のニーズとスタッフの人数などを見合わせながら、できることから始めてみましょう。

※31 ページ、37 ページの実態調査結果を参考にしてください。

- ◆モデル団体の生活支援サービスでは、**男性スタッフが大活躍**です！
仕事や経験で培った技術を生かして、いきいきと活躍されている人が大勢います。

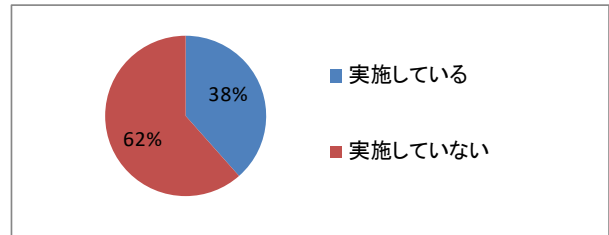


ここが
ポイント

ステップ番外 モデル団体の地域支え合い活動（モデル団体実態調査結果より）

■ 移動(付添)支援

実施している	5
通院支援のみ	1
買物支援のみ	1
通院支援+買物支援	3
実施していない	8



□ 通院支援

市内のみ	0
市内+市外	4
市外のみ	0

【市内+市外】
● 市内：長岡
● 市外：長浜市、彦根市、関ヶ原町

□ 買い物支援

市内のみ	1
市内+市外	3
市外のみ	0

【市内+市外】
● 市外：長浜市、彦根市

〔分析結果〕

- ・通院、買物支援の範囲は、市内のみの団体は少なく、市外も含めた範囲を設定されています。
- ・市外の範囲は、住民の生活圏域で病院や商業施設がある長浜市や彦根市、関ヶ原町といった隣接地域を範囲として設定されています。

■ 移動(付添)支援の利用料

無料	1
有料	4
100円～200円	1
300円	1
200円～1000円	1
500円～1000円	1

- ◆ 移動支援については、地域のニーズが高いサービスです。
- ◆ 利用については、タクシーなどの有償運送とは違うため、**ガソリン代等の実費分しかもらえません。**
- ◆ 事故等に関し、利用者から誓約書をもらうなど、地域の「助け合い、お互いさま」の範囲で利用してもらうことを理解してもらいましょう。

ここがポイント

〔分析結果〕

- ・利用料については、移動先までの距離、片道、往復等によって異なりますが、市内は500円以内、市外は1000円程度の設定とされています。
- ・ボランティアによる「支え合い、助け合い」として実施されている事業のため、サービスの対価として支払われる額は、実費弁償分（実際に移動に要したガソリン代、駐車場代等）のみとなっています。
- ・今後、高齢化の進行により、移動手段の確保や公共交通のあり方など法律の規制緩和の動きもあることから、国の方針に注視しながら、実施に向けて検討する必要があります。

ステップ番外 移動支援について

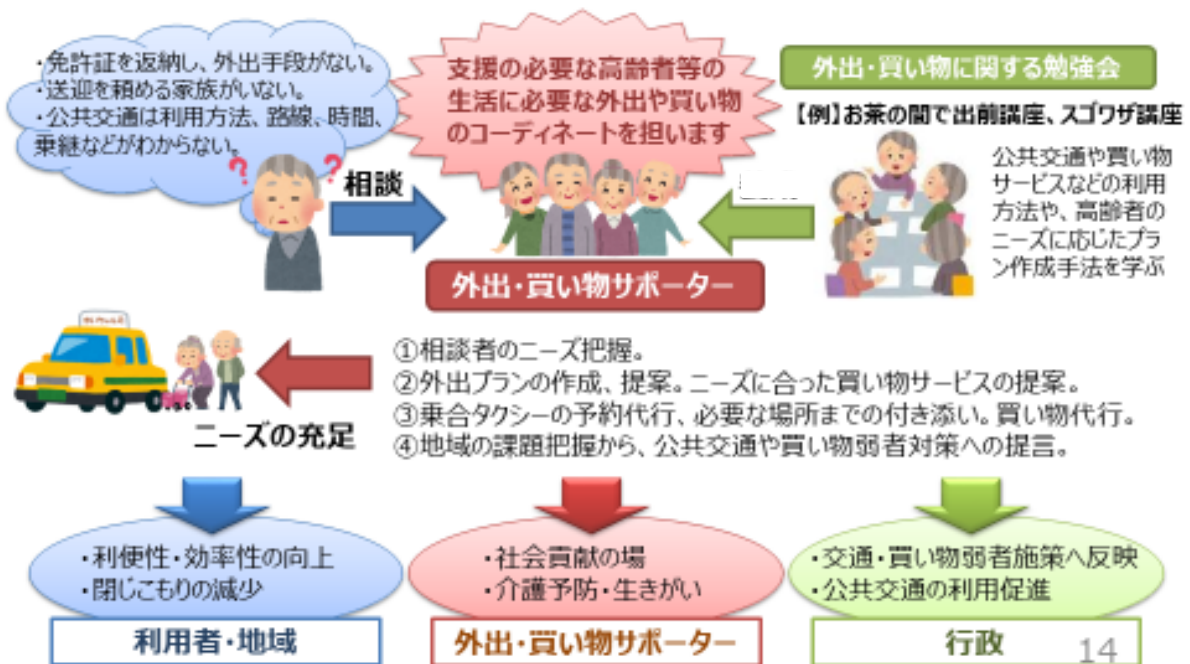
高齢者の移動支援を行うにあたって、まず第一に、輸送サービスのプロフェッショナルである公共交通機関を利用する方法が考えられます。公共交通機関が使えない人については、自家用車による輸送が求められますが、自動車を使って有償で人を運ぶためには、道路運送法上の許可や登録が必要となります。

ここでは、地域の助け合いにおいて、道路運送法上の許可・登録を受けずに行える移動支援を例示します。

1 公共交通機関の利用をサポートする

バスやまいちゃん号の停留所・乗車の付き添い、まいちゃん号の予約代行など

「外出・買い物サポーター」が地域の生活支援のコーディネーターとなり、住民同士の支え合いによって公共交通や買い物サービスを利用しやすくする。



おすすめのガイドブックです！

地域支え合い型「移動サービス」ガイドブック

～道路運送法の「登録不要の移動・外出支援」について～

発行元：特定非営利活動法人 全国移動サービスネットワーク



公共交通機関が使えない人を自動車で送迎する場合

2 家事・身辺援助サービスとして提供する

家事や身辺援助が中心となるサービスを提供し、自動車で送迎しても、運送の対価を求めない場合は、許可・登録は不要です。

例えば、買い物の付き添いをする場合に、依頼者の自宅から店舗まで、徒歩で行っても自動車で行って、料金が同じであれば、許可・登録は不要です。

(例)

<OK (料金が同じ) の場合>

- ・買い物支援 (送迎つき) 30分 300円
- ・買い物支援 30分 300円



許可・登録 不要
この場合、ガソリン代の請求は不可

<NG (料金が違う) の場合>

- ・買い物支援 (送迎つき) 30分 350円
- ・買い物支援 30分 300円



許可・登録 必要

3 ガソリン代を受け取って送迎する

自動車で送迎し、実際に要したガソリン代、道路通行料、駐車場料金の範囲内の金額を受け取る場合は、許可・登録は不要です。

(例)

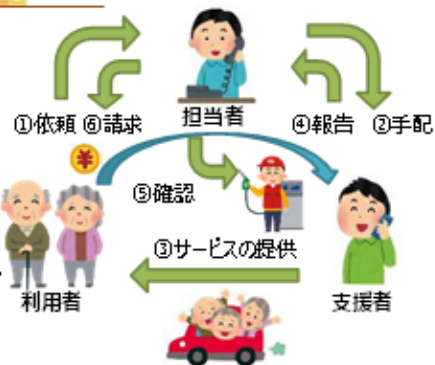
- (1)利用者：団体で対象者をあらかじめ決めておく。【例】ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、身体障がい者など
- (2)支援者：団体で支援者（ドライバー）、使用車両をあらかじめ決めておく。
- (3)利用条件：利用範囲、時間、悪天候の場合の対応などをあらかじめ決めておく。
- (4)利用料金：実際の運送に要したガソリン代、有料道路使用料、駐車場代

※+αのサービスで対価を得る工夫をする。【例】付き添いサービス



(5)利用方法：

- ①利用者が団体の担当者へ依頼し、担当者は利用日時、行き先等を聞き取る。
- ②担当者が支援者（ドライバー）を手配する。
- ③当日、支援者と利用者は出発前と到着後それぞれの運行メーターを双方で確認する。
- ④支援者は、サービス提供後、担当者へ走行距離を報告する。
- ⑤担当者は、サービスが提供された日のガソリン単価を確認する。
- ⑥ガソリン単価＝使用車両の燃費×走行距離によりガソリン代を算出し、利用者に請求し支援者へ支払う。



(6)事故への対応：保険への加入、誓約書の作成、安全運転講習など

特定の場所までの送迎について、ガソリン代として一律の金額を設定する場合、市で実施した実証実験の結果に基づき算出された実際に要するガソリン代の範囲内であれば、道路運送法の許可・登録は不要です。

例えば、米原市役所本庁舎から●●診療所までは往復 15km です。車の燃費が 10km/ℓ で、ガソリン代が 160 円/ℓ の場合、16 円×15km = 240 円になり、ガソリン代として 240 円受け取ることができます。

※ガソリン代平均価格 (R5.12 時点) : 172.6 円/ℓ

実証実験結果に基づいて算出した < 1 km 当たりのガソリン代 >

		ガソリン代			
		170 円	160 円	150 円	140 円
車の燃費	10km/ℓ	17 円	16 円	15 円	14 円
	15km/ℓ	12 円	11 円	10 円	10 円
	20km/ℓ	9 円	8 円	8 円	7 円
	25km/ℓ	7 円	7 円	6 円	6 円

令和 5 年 11 月実施

< 参考 >

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について（令和 2 年 3 月 31 日自動車局旅客課）」より抜粋

道路運送法上の「許可・登録を要しない運送」について

（前略）それぞれの事例に即して個別に総合的な判断を行うことが必要であるが、主として、ボランティア活動における送迎行為等を念頭におきながら、許可又は登録が不要な場合の考え方及びこれに該当すると思われるケースの例を示せば、次のとおりである。

- （1）サービスの提供を受けた者（以下「利用者」という）からの給付が、「好意に対する任意の謝礼」と認められる場合
- （2）利用者からの給付が、金銭的な価値の換算が困難な財物や流通性の乏しい財物などによりなされる場合
- （3）当該運送行為が行われない場合には発生しないことが明らかな費用（同種の運送を行った場合には、運送目的、運送主体を問わず発生する費用に限る。）であって、客観的、一義的に金銭的な水準を特定できるもの（ガソリン代、道路通行料及び駐車場料金。）を負担する場合
- （4）市町村が公費で負担するなど利用者は対価を負担しておらず、反対給付が特定されない場合など

※無償ボランティアが特定費用（ガソリン代、道路通行料および駐車場料金）を超える金銭を収受しないように対策を講じる必要があります。

移動支援まとめ

- 燃料費・道路通行料・駐車場料金の3つは受け取ってOK！
- 自発的に謝礼の趣旨でお金が支払われる場合は受け取ってOK！
- 謝礼として自宅で取れた野菜を定期的に手渡す場合は受け取ってOK！
- ボランティアを相互に実施するための組織内のボランティアポイントを受け取ってもOK！
- 運送に対する対価ではなく、家事・身辺援助の提供が中心となるサービスを提供する場合は、運送の有無に関わらず同一料金を受け取るなら料金を受け取ってOK！
※詳細は、33ページ【家事・身辺援助サービスの一環として送迎をする場合】を参照
- ガソリン代の算出方法

$$\text{走行距離 (km)} \div \text{燃費 (km/\ell)} \times 1 \ell \text{あたりのガソリン価格 (円/\ell)}$$
 - ・走行距離：地図情報サイトで計測した距離
 - ・燃費：自動車情報サイトで車種ごとに公表されている燃費
 - ・ガソリン価格：ガソリン価格調査機関が公表する価格
 ※市が実施している「実証実験」の結果と実情との乖離がないか確認し、乖離があれば見直すことにしている場合は、許可又は登録を要しない。
- 許可又は登録を要しない運送を行う場合は、以下の3点に留意し、利用者に周知する。
 - ①許可又は登録を要しない運送は、道路運送法上の規制の対象外であり、同法が定める輸送の安全及び利用者の保護のための措置が担保されていないこと。
 ※輸送の安全及び利用者の保護のための措置とは、運行管理（運転者の健康管理・運行記録・運転者に対する指示等）を実施しているかということ。運行管理は、義務化されていないため、年に1回の運転者講習会（社会福祉協議会でのスゴワザ講座等）を受講し、安全な運行管理を行なっていきましょう。
 - ②事故が生じた際の責任の所在
 - ③損害保険の加入の有無及び補償内容
- 市の補助金で、「運転手の人件費」を受けると「運送の対価」を受け取った（反対給付が特定される）ことになるため、道路運送法上の許可・登録が必要となります。
家事・身辺援助サービスのボランティアの謝礼については、利用者負担を差し引いた金額が市の補助の対象です。
- 市の補助金は、営利を目的としない互助による運送のため、車両の購入費や維持管理経費の補助を受けることは可能です。

ステップ番外 利用誓約書作成例

移動支援における事故等に関する誓約書（または同意書）

私は、●●●●が実施する移動支援事業において発生した全ての事故については、運転者である移動支援ボランティアの責めを問わないことはもとより、使用車両の所有者または使用者が加入する自動車損害賠償保険、自動車保険（任意保険）の範囲における賠償責任を越える賠償を求めないことを誓約（同意）します。

年 月 日

●●●● 代表 ○○○○ 様

利用者

住所 _____

氏名 _____ (印)

確認者(利用者のご家族)

住所 _____

氏名 _____ (印)

緊急連絡先

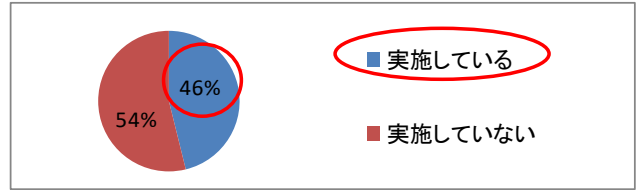
氏名 _____ ☎ _____

ステップ番外 モデル団体の地域支え合い活動 (モデル団体実態調査結果より)

■ その他の生活支援

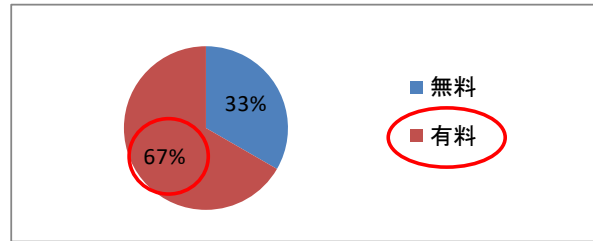
□ 除雪支援

実施している	6
実施していない	7



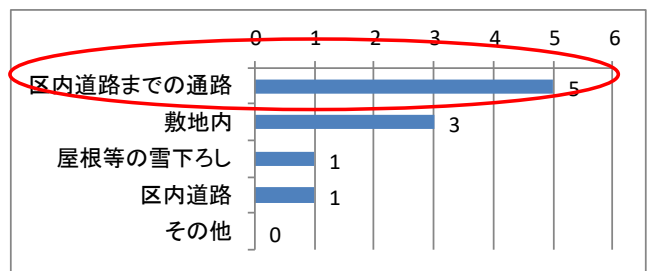
□ 除雪の利用料

無料	2
有料	4
100円/10分	1
200円/10分・2名で	1
1000円	2

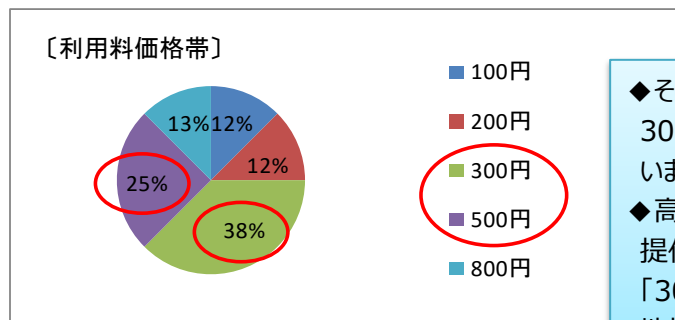


□ 除雪の作業内容

区内道路までの通路	5
敷地内	3
屋根等の雪下ろし	1
区内道路	1
その他	0



- 家事支援 (掃除・洗濯・ゴミ出し)
- 高齢者の見守り (訪問による声掛け・話し相手・相談相手)
- 敷地の手入れ (草刈り、水やりなど) 、□ 灯油の運搬
- 住居の修繕 (小修理、障子張り替え、水道パッキン交換など)
- 買い物代行、□ 外出時の付き添い、□ 手続きの代行、□ タイヤ交換



◆ その他の生活支援サービスの料金は、300円～500円の設定が多くなっています。

◆ 高齢者への事前調査でも有料で提供される場合に利用する価格として「300円～500円」を希望されており、地域で料金を設定する参考にしてください。

ここがポイント

ステップ 7-2 地域へお知らせする

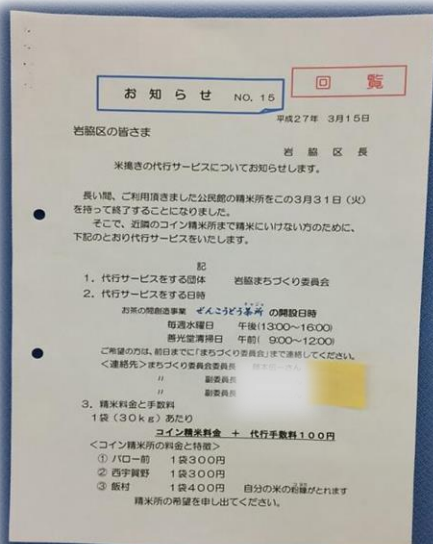
地域支え合い活動の内容が決定したら、チラシなどを配って地域の人へお知らせします。

また、利用してほしい人や支援が必要と思われる人には、個別に訪問し、サービス内容や利用料金について説明をするのも効果的です。

ここが
ポイント

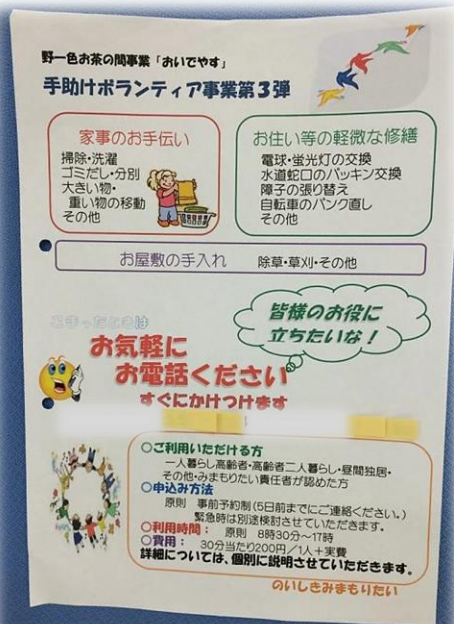
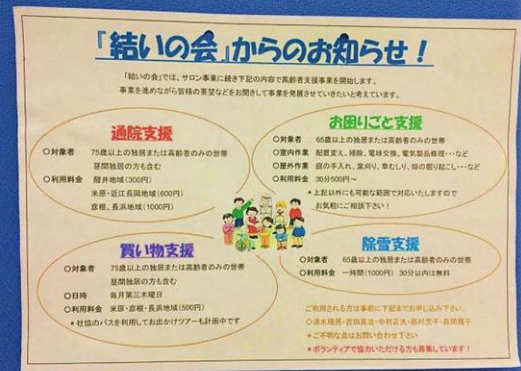
◆地域支え合い活動の種類や料金などは、実際にやってみると地域の実情やニーズに合わないこともあります。また、「もっとこういうサービスをしてほしい。」という要望もありますので、日頃から、利用者の意見なども聞いておくと、柔軟に対応できます。

上丹生結いの会〔高齢者支援事業のお知らせ〕



岩脇まちづくり委員会

〔精米代行サービスのお知らせ〕



野一色みまもりたい〔手助けボランティアのお知らせ〕

地域お茶の間創造事業をはじめよう *有償ボランティア編*

現在、市内では福祉・医療・教育・文化・環境・まちづくりなど、生活上の様々な問題の解決に向け、いろんな分野でボランティアが活動されています。

しかし、現在活躍中のボランティアの多くは、高齢者の方が多く、活動を担う後継者が不足しています。

また、ボランティアは、無償で奉仕活動をする人という認識があり、ボランティアをする人や利用する人双方に「有償ではない」という意識が高いのも事実です。

地域お茶の間創造事業では、支援する人、支援を受ける人双方が対等の立場（お互いさま）の関係を保つため、有償の仕組みを進めています。

支援を受ける人は、利用料を払うことで気軽に支援を求めることができ、支援する人は、少額でも謝礼を受け取ることで、やる気が出て続けようという気持ちになります。

この仕組みによって、運営に対する収入となり、スタッフのやる気や生きがいがいづくりにもつながって、事業を継続することができます。



有償ボランティアとは（Q & A）

Q.有償ボランティアとは？

A.無償で行うボランティア活動に対し、その直後の受益者が謝礼金を支払うボランティアのこと言います。

- ・有償ボランティアは、労働や請負・受託などの仕事と区別して使用します。
- ・活動に対し、労働または請負としての報酬（対償、賃金、対価、料金、代金など）を支払う場合は、労働法規や民法など法令の適用対象となり、労働者とみなされます。
- ・ボランティア活動に必要な交通費や無償で提供した行為に対する感謝の意を表した謝礼金は、労働の対価ではありません。
- ・ボランティア活動は、一般的には、「自発的な意思に基づき他人や社会に貢献する行為」とされ、その性格として「自主性」・「社会性」などが挙げられます。
- ・個別の事案ごとに活動実態を総合的に判断し、使用従属関係下にあると認められる場合には、労働基準法第9条の労働者であるとして、労働基準関係法令や最低賃金法の適用対象となります。

Q.有償ボランティアの謝礼の基準額はありますか？

A.法令で定められた基準額はありません。最低賃金法の「最低賃金額」が1995年に「労働省職業安定局で検討された目安」が基準の参考になります。全国的に保健・医療・福祉の団体においては、「地域の最低賃金を上回らない額」が高い割合になっています。

・最低賃金額

滋賀県の最低賃金は、令和5年10月1日から1時間967円です。

・労働省職業安定局で検討された目安

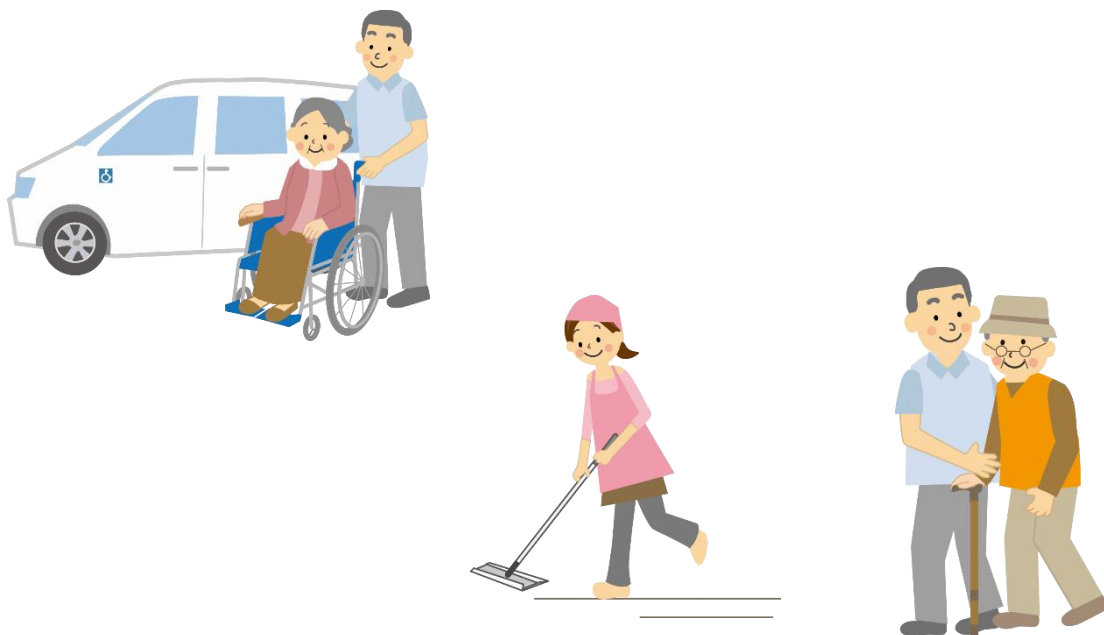
当該地域における民間の介護または家事援助労働者の賃金の平均的相場または非常勤の公的ヘルパーの時給のいずれか低いものの5分の4という目安が示されました。それ以下ならば有償ボランティアと推定されることとなります。

Q.労働者とは？

A.労働者は、指揮監督下の労働であるか、また、その労働の対価として賃金が支払われるかという「使用従属性」で判断されます。

・労働基準法第9条の労働者に該当するか否かに当たっては、以下の点等について総合的に勘案して判断することになります。

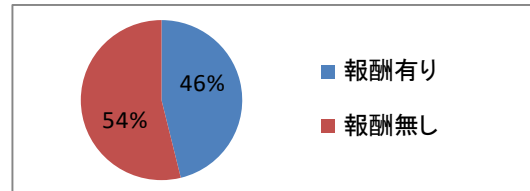
- ① ある活動日、活動時間に、活動を行うことについて、指示があるか。
※活動を行うことについて、ボランティアに諾否の自由があるか。
- ② 活動時間の延長や、活動日以外の日における活動指示が行われているか。
- ③ 活動の割当、活動時間の指定、活動の遂行に関する指揮命令違反に対する手当等の減額等の制裁があるか。
- ④ 欠席、遅刻、早退に対する手当の減額制裁があるか（実活動時間に応じた手当を支給する場合においては、活動しなかった時間分以上の減額を行なっている場合があるか。）
- ⑤ ボランティアが、一般の労働者と明確に区分されているか。
※明確に区分されているとは、例えば、活動場所については、一般の労働者と全く異なる部屋で活動しなければならないということではなく、一般の労働者と同じ部屋の中で活動する場合であっても、対象者がボランティアであることが分かるよう区別されていることが考えられる（ボランティアと表記された名札を付けるなど）。



ステップ番外 モデル団体スタッフ謝礼（報酬）について （ モデル団体実態調査結果より ）

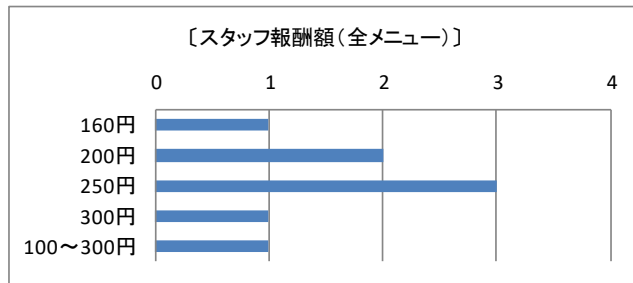
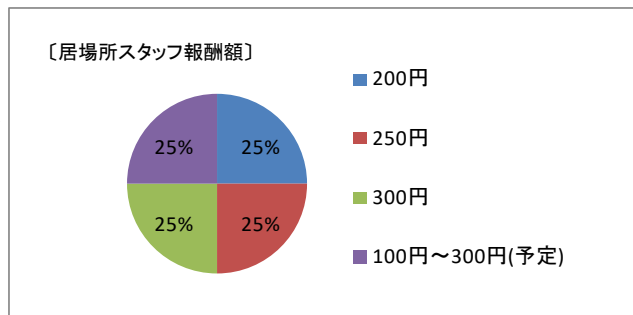
■ スタッフへの謝礼（報酬）

報酬有り	6
報酬無し	7



■ スタッフの謝礼（報酬）額

メニュー	単価	回数
居場所スタッフ	200円	1
	250円	1
	300円	1
	100円～300円(予定)	1
買い物代行	250円	1
外出支援	利用料の9割	1
草刈り		
水やり	160円（1人当たり）	1
障子張替	250円（1枚当たり）	1
水道パッキン交換		1



〔分析結果〕

- ・謝礼単価は、メニューによって違いますが概ね1回当たり100円～300円の謝礼額となっています。
- ・メニューにかかるコストや人員等によって違いはあるものの、1回当たり300円程度の謝礼が適当と推測されます。
- ・謝礼の受取については抵抗を感じるスタッフもおられ、現金の代わりに居場所で利用できるコーヒーチケットを渡すなど、つながり等が深い地域ならではの配慮をされているところもあります。

- ◆ スタッフへの1回当たりの謝礼は少額ですが、半年や1年分をまとめて受け取られています。
- ◆ 謝礼を受け取って、おいしいものを食べたり、孫へのプレゼントを買ったりされるなど、自由な使い道で次の活動へのやる気につながっておられます。

ここが
ポイント

困ったときは（Q & A）

◇ 事業の実施について

Q.何から、どうやってはじめたらいいのですか？

A.地域で何が不足しているのか、何が必要とされているのかを把握しましょう。

- ・地域で足りない活動で自分たちができることは何かを検討し、仲間を集めて、現状を把握します。
- ・このガイド6ページ「気づき編」を参考にしてください。
- ・実施団体を見学することも参考になります。

Q.居場所づくりまたは地域支え合い活動事業のどちらでもいいのですか？

A.どちらからでもOKです。おすすめは、居場所づくりからのスタートになります。

- ・居場所づくりから始めると参加者等からの困りごと（ニーズ）を把握しやすくなり、地域支え合い事業の計画が立てやすくなります。
- ・最初の1年は居場所づくり、2年目から困りごとをお手伝いする生活支援サービスの実施というように、少しずつステップアップする方法があります。

Q.事業は有償でないとだめですか？

A.できるだけ料金を設定して実施してください。

- ・この事業では団体の自主自立の運営を目指しており、団体の活動を継続するためにも事業収入を確保するように努めてください。
- ・利用される人も「有償のほうが気兼ねなく利用できる」という意見もあります。

Q.事業を実施するためには、自治会の承認は必要ですか？

A.承認を得たほうがスムーズに実施できます。

- ・事業の申請時に、自治会の承認を得る必要はありませんが、自治会を単位とした範囲において活動する場合は、事業をスムーズに進められるように、事業計画の内容について、自治会の代表者と情報を共有しておくことが望ましいと言えます。

（例えば、自治会館や自治会所有の備品等の利用、自治会事業の活用（サロン活動の拡大）など、自治会と事前に調整する必要もあります。）

◇ **居場所づくりについて**

Q.最初は何をすればいいのですか？

A.最初は気楽に来てもらえる場所を目指しましょう。

・居場所では参加者もスタッフも同じ立場です。何かをしてもらう、何かをしてあげるのではなく、最初は互いにおしゃべりしたり、お茶を飲んだりできる、居場所に来れば誰かに会える、そんな場所から始めてみませんか。

・スタートしてから、参加者の要望に応じて、体操をしたり、趣味活動ができる時間を設けたり、時にはみんなで料理をしたり、徐々に楽しみを増やしていきましょう。

Q.居場所に男性に来てもらうにはどうしたらいいですか？

A.男性が好むことをやってみましょう。

・男性が好みそうな趣味や遊び（例えば麻雀や将棋など）を取り入れたり、アルコールを提供する日を設けるなどしてはいかがでしょう。

・男性限定のイベントや講習、男の料理教室を開いて女性を招待することも効果的です。

◇ **団体等について**

Q.会社・NPO 法人等でも事業ができますか？

A.次の要件を全て満たしていれば、事業の申請ができます。

1. 活動拠点が市内にあること。
2. 代表者が市内に1年以上居住し、住民基本台帳に登録されている者であること。
3. 納期到来分の市税に未納がないこと。
4. 宗教的または政治的な目的を有する団体でないこと。
5. 暴力団員または暴力団ではなく、暴力団員と密接な関係を有しないこと。

※ 事業申請内容が本事業の目的と異なる場合は申請できませんので御注意ください。

Q.立ち上げ支援事業のみで申請することはできますか？

A.団体設立ができていれば、申請可能です。

・次年度に居場所づくり事業を立ち上げるために、まずは、立ち上げ支援事業だけ申請することも可能です。

Q.自治会で事業を実施することはできますか？

A.できます。

・自治会で実施することはできますが、自治会はいろんな事業を実施されているため、この事業を担うことで役員等に負担がかかることもあります。また、役員が1年で交代されることが多いため、事業を継続するためにも別の団体（人材）が実施することが望ましいと思われれます。

・団体を設立するには、このガイド 13 ページ「団体（グループ）設立編」を参考にしてください。

◇ **補助金について**

Q.補助金の交付は1年ですか？

A.はい。1年限りの交付となります。

Q.補助金を他で受けている団体でも申請できますか？

A.申請できます。

・ただし、他の補助金等を受けている事業と重複する内容は、補助の対象から除きます。

Q.食糧費はどのようなものが対象になりますか？

A.居場所づくりの茶話会等を行う際の茶菓子やお茶等が対象となります。

・居場所づくりを行う上で、コミュニケーションの活性化、水分補給、ボランティアの負担軽減等の理由から軽食程度を対象としています。食糧費の支出で迷われる場合は、市に御相談ください。

Q.補助金の交付要綱が改正されることはありますか？

A.あります。

・3年に一度検討を行っています。次回は令和6年4月からの改正を予定しています。

その他、事業の推進についてのご相談、ご不明な点がございましたら、お気軽に下記までお問い合わせください。

【問合せ先】 米原市くらし支援部福祉政策課 （電話：53-5121）

□【参考】モデル地域のニーズ調査結果

ニーズ調査の概要

◇目的

高齢者の方々が、身近な地域で安心して暮らし続けるために、何に困られていて、何を求めておられるのかを把握し、そのニーズを地域で展開される支え合い活動につなげるために実施するものである。

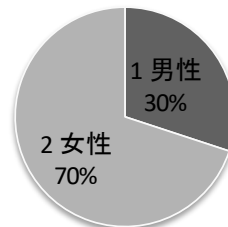
- ・提案する事業がニーズのあるものかを立証するとともに、想定できなかったニーズを新たなサービスとして検討する基礎資料とする。
- ・自己記述では、上手く書けない者も多くあり、ヒアリング方式によるものとし、地域のスタッフでは建前になることも想定されるため市職員と市社協職員が聞き取りを行う。
- ・市職員および市社協職員のコミュニケーション能力の向上にもつながる。

- ◇対象者
1. 75歳以上ひとり暮らし高齢者
 2. 75歳以上高齢者のみ世帯
 3. 75歳以上日中独居世帯

- ◇調査方法
1. 地域で対象者を抽出し、事前に調査依頼を実施
 2. 市職員および市社協職員(7名～10名)で聞き取り調査を実施
 3. 地域毎の集計及び全体集計による報告書を作成

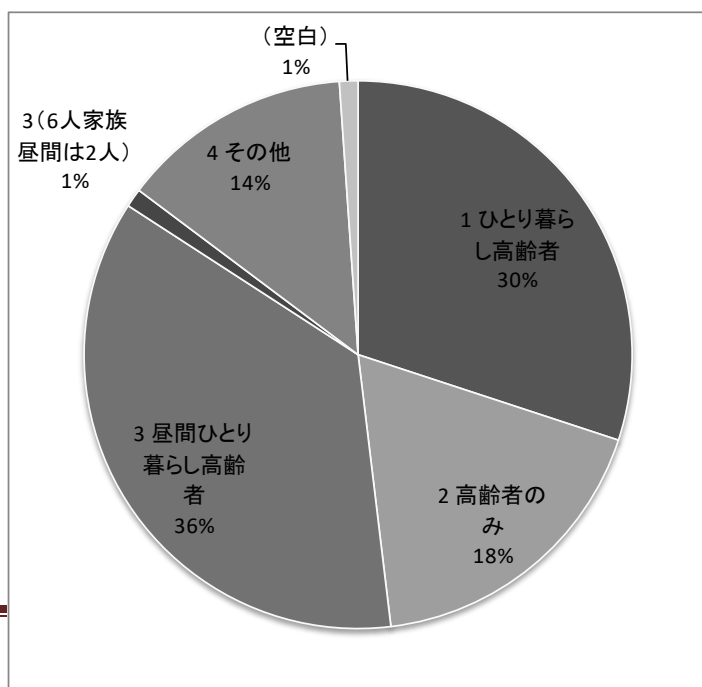
1 性別

1 男性	55
2 女性	128
総計	183



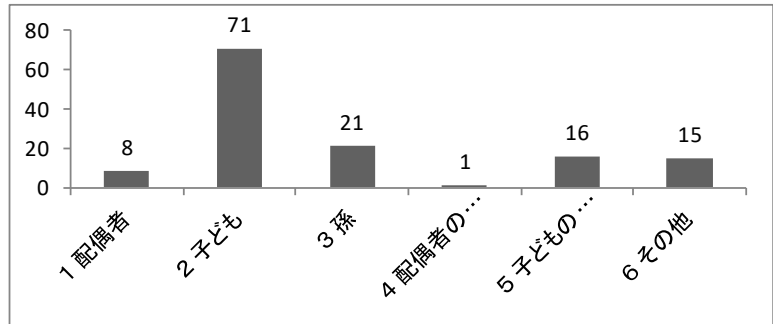
2 世帯の状況(いずれか1つに○)

1 ひとり暮らし高齢者	55
2 高齢者のみ	33
3 昼間ひとり暮らし高齢者	66
3(6人家族 昼間は2人)	2
4 その他	25
(空白)	2
総計	183



3 別居の身内(※2で1・2と答えた方)口

1 配偶者	8
2 子ども	71
3 孫	21
4 配偶者の父母	1
5 子どもの配偶者	16
6 その他	15



4 最もよく会う身内の方の居住地(※2で1・2と答えた方)口

1 区(自治会内)	15
2 米原市内	25
3 滋賀県内	23
4 滋賀県外	12
1,3	1
2,3	1
2,4	2
3,4	3
2,3,4	1

<県内>

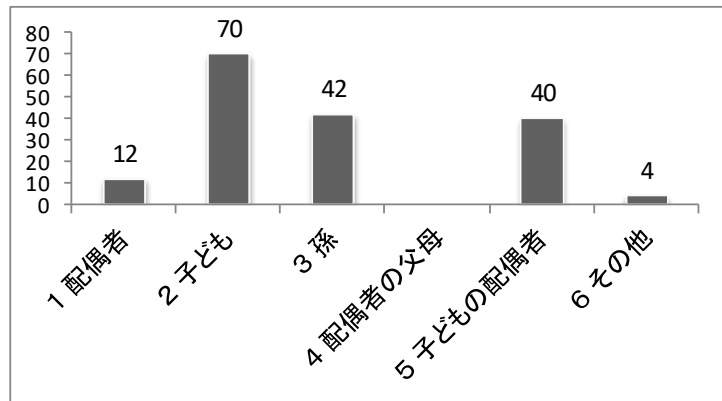
栗東市 1
守山市 2
大津市 6
長浜市 13
東近江市 2
彦根市 7
余呉町 1

<県外>

愛知県 2 大阪府 1
岡崎市 1 津市 1
海外 2 東京都 5
京都府 2 武生市 1
犬山市 1 和歌山県 2
千葉県 2
大垣市 1

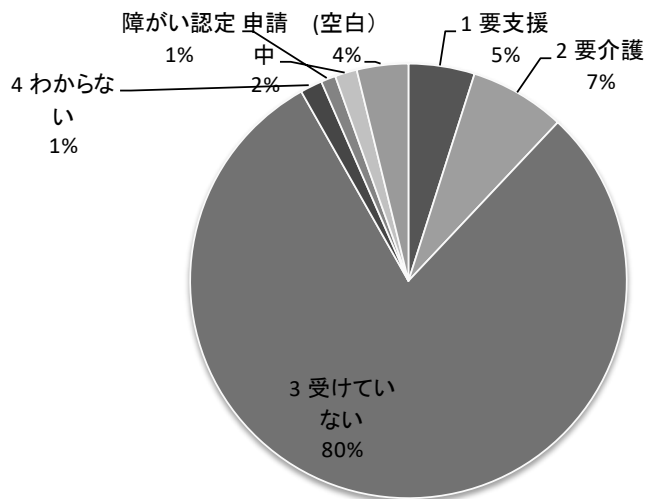
5 同居の身内(※2で3と答えた方)口

1 配偶者	12
2 子ども	70
3 孫	42
4 配偶者の父母	
5 子どもの配偶者	40
6 その他	4



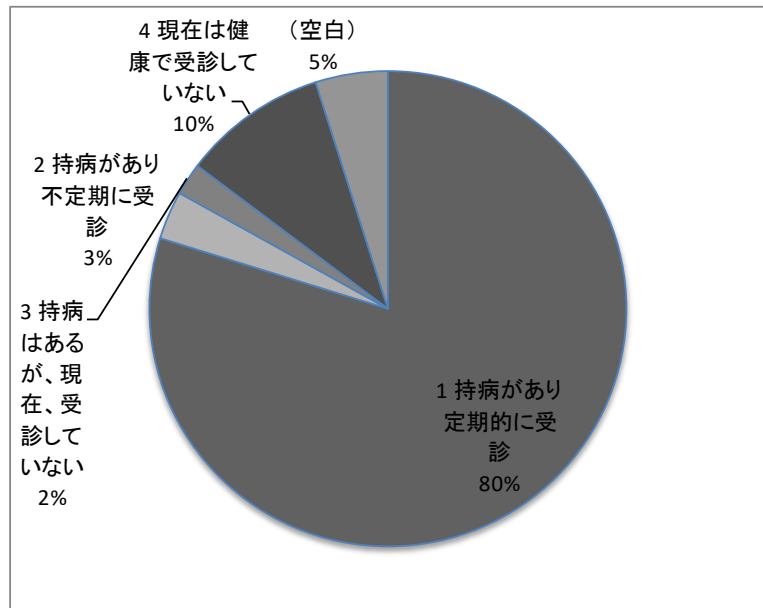
6 介護認定

1 要支援	9
2 要介護	13
3 受けていない	146
4 わからない	3
障がい認定申請中	3
(空白)	7
総計	183



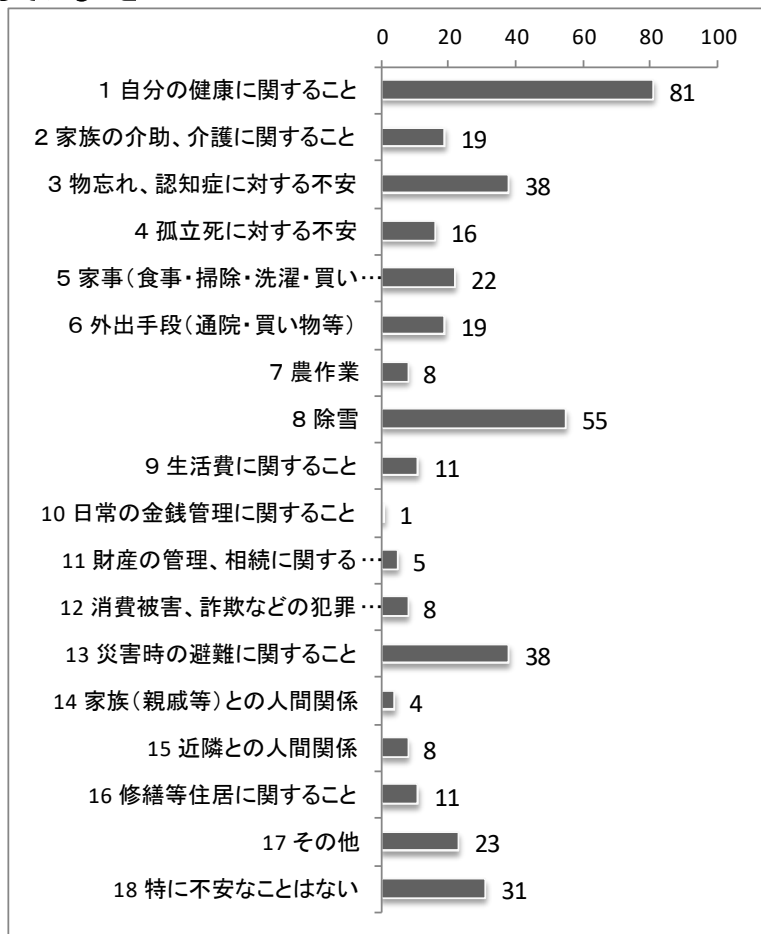
7 病院受診

1 持病があり定期的に受診	146
2 持病があり不定期に受診	6
3 持病はあるが、現在、受診していない	4
4 現在は健康で受診していない	18
(空白)	9
総計	183



8 日常生活で困っていること、不安に感じていること

1 自分の健康に関すること	81
2 家族の介助、介護に関すること	19
3 物忘れ、認知症に対する不安	38
4 孤立死に対する不安	16
5 家事(食事・掃除・洗濯・買い物・ゴミ出し等)	22
6 外出手段(通院・買い物等)	19
7 農作業	8
8 除雪	55
9 生活費に関すること	11
10 日常の金銭管理に関すること	1
11 財産の管理、相続に関すること	5
12 消費被害、詐欺などの犯罪に巻き込まれること	8
13 災害時の避難に関すること	38
14 家族(親戚等)との人間関係	4
15 近隣との人間関係	8
16 修繕等住居に関すること	11
17 その他	23
18 特に不安なことはない	31



その他

- ・紙オムツを利用しているため、外に出るのが不安でサロンにも行かない。
- ・サロンは座ったり立ったりするので行きにくい。トイレも行きにくい。
- ・サロン会場まで行くことが困難

- ・特にさみしい。話し相手ほしい。
- ・食事を1人で食べるのが寂しい。
- ・行事に参加していない相手がほしい(年が離れていて話が合わないの)
- ・夜・夕方が怖い。
- ・家族とは2ヶ月に1回くらいしか話さない。
- ・娘3人外へ出てしまっている。将来の暮らしに不安を感じる(1人暮らし)

- ・経済的。収入がない。

- ・空き家の管理 ・空き家が増えてきている。 ・区内で増加する空き家の管理

- ・転びそうになる
- ・自転車で転んだ。歩いていて転んだ。
- ・耳が遠く情報が入りにくい。
- ・季節の変わり目にめまいがする。
- ・雨が降っていて家の中にいると調子が悪い。糖尿の気と言われたのが気になる。
- ・70歳過ぎから手が震える。これが一番困る。
- ・2年前、大雪で気分が落ち込んだ。
- ・野良猫が住みついている。世話が大変。
- ・村の役が困る(まわってきたらできるかな)。改革してくれてよかった。

- ・ほとんどなし
- ・家族と一緒になので、特に困っていない。家事全般は自分がしている
- ・屋間の要支援者が決められている(区内で誰が誰を支援するのか決められている)ので安心

- ・雪で屋根が壊れないか

- ・家事は頼まれたことをする程度。若い人に迷惑にならないように心配してくれている。
- ・騙されそうになったことがある(去年親戚の家へ逃げた)。
- ・不審者などが来ないか不安

- ・銀行で書けないことがある。
- ・薬の飲み忘れがある。車のキーを忘れる。
- ・1人暮らしで、知らないうちに認知症になっていること。

- ・重たいもの持ち運び

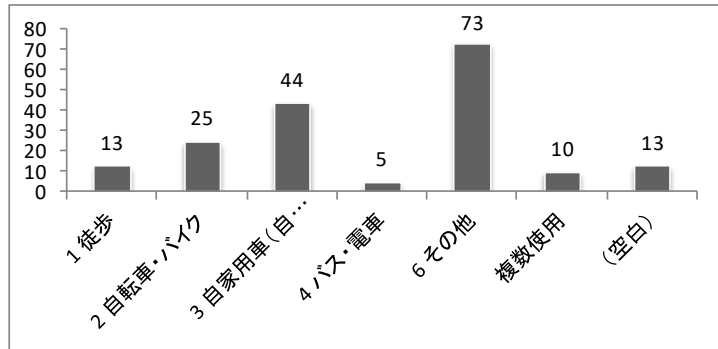
【分析結果】

- ・認知症に対する不安を含めて、自分の健康に関する不安が最も多い。
→カフェ等において、「介護予防や健康に関する学習会」が必要であり、認知症に関するメニューが必要である。
- ・除雪や災害時に対する不安がある。
→除雪に対しては、全地域で高く生活支援サービスで検討していく必要がある。
- ・家事や外出手段に対する困り事がある者は、突出した多さではないが、対象者の1割程度の方が困られている現状である。
- ・「特に不安なことはない」と者は、高齢者のみ世帯か日中独居の者であった。
- ・その他の意見で、寂しい、話し相手が欲しいとした者があるが、一人暮らし者や日中独居の者である。
→居場所(カフェ)が有効な手段であるが、意見した者が参加しているかを事業の進行度合いを見て分析を進めたい。
- ・「銀行で書けないことがある。」「薬の飲み忘れや鍵を忘れる。」とした個別意見に対しては、市で個別訪問を行う。

9 最もよく利用する商店・病院等までの移動手段と所要時間

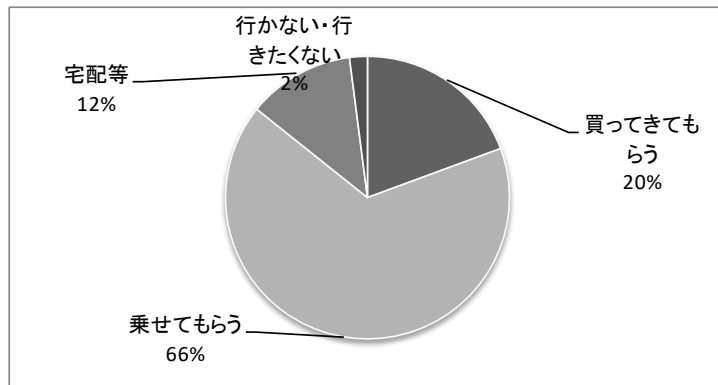
商店・スーパー

1 徒歩	13
2 自転車・バイク	25
3 自家用車(自分で運転)	44
4 バス・電車	5
6 その他	73
複数使用	10
(空白)	13
総計	183



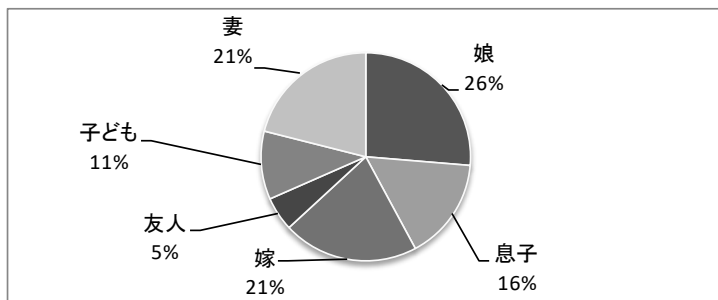
6 その他の内容

買ってきてもらう	19
乗せてもらう	65
宅配等	12
行かない・行きたくない	2



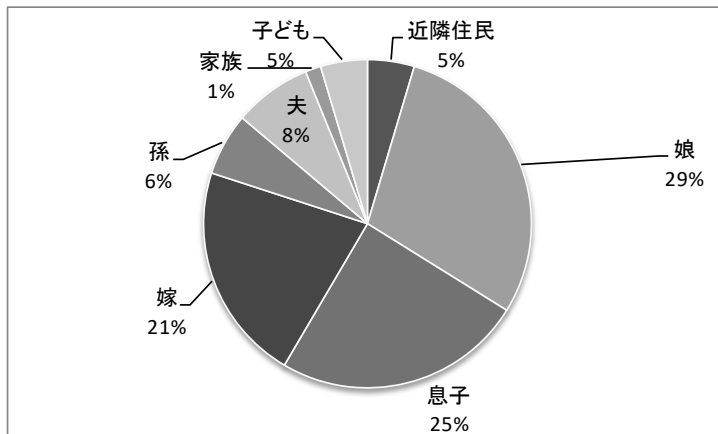
<買ってきてもらう>

娘	5
息子	3
嫁	4
友人	1
子ども	2
妻	4



<乗せてもらう>

近隣住民	3
娘	19
息子	16
嫁	14
孫	4
夫	5
家族	1
子ども	3



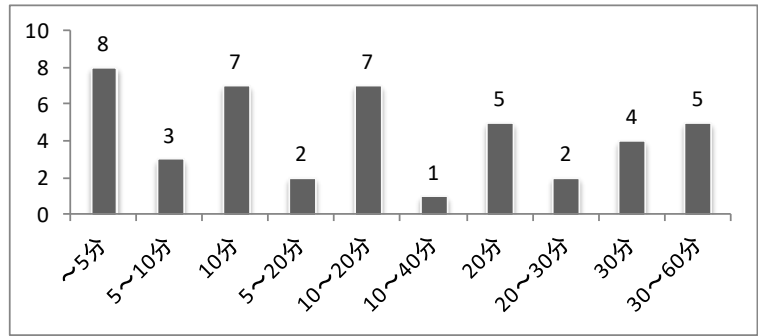
<宅配など>

近隣住民で乗り合い	1
ヘルパー	2
生協	6
雨が降ると配達	1
配達	2

利用しない	1
行きたくない	1

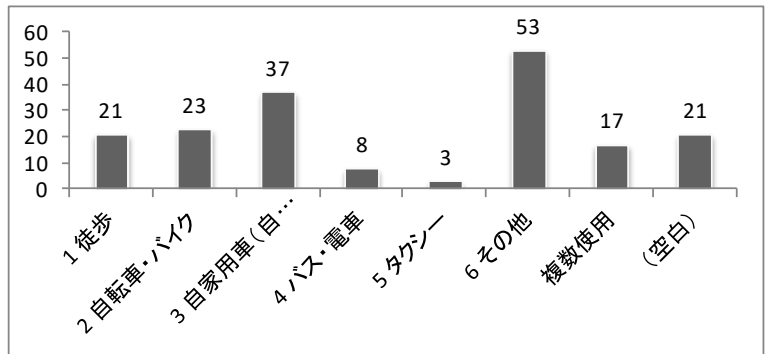
所要時間

～5分	8
5～10分	3
10分	7
5～20分	2
10～20分	7
10～40分	1
20分	5
20～30分	2
30分	4
30～60分	5



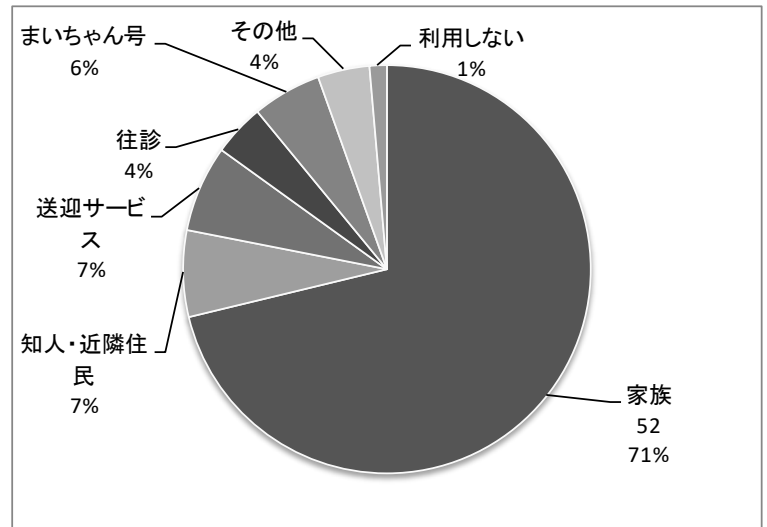
病院(医療機関)

1 徒歩	21
2 自転車・バイク	23
3 自家用車(自分で運転)	37
4 バス・電車	8
5 タクシー	3
6 その他	53
複数使用	17
(空白)	21
総計	183



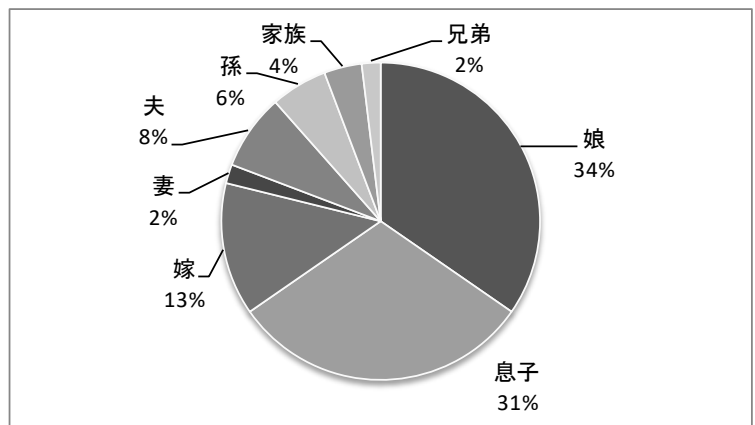
6 その他

家族	52
知人・近隣住民	5
送迎サービス	5
往診	3
まいちゃん号	4
その他	3
利用しない	1



<家族>

娘	18
息子	16
嫁	7
妻	1
夫	4
孫	3
家族	2
兄弟	1



<知人・近隣住民>

知人	2
近隣住民	2
隣人で乗り合い	1

<送迎サービス>

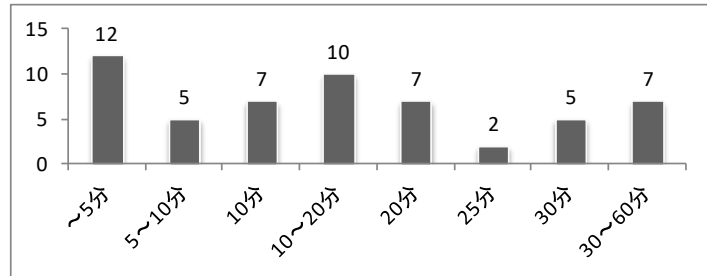
福祉有償運送	1
あすかの送迎	1
田中ケアサービス	1
福祉有償運送	1
デイと医院が一緒に送迎あり	1

<その他>

バス停まで息子に送ってもらう	1
帰りは嫁かまいちゃん号	1
帰りは娘に迎えに来てもらうか タクシー	1

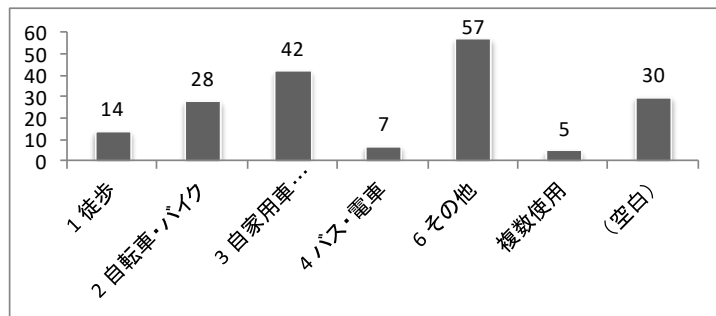
所要時間

～5分	12
5～10分	5
10分	7
10～20分	10
20分	7
25分	2
30分	5
30～60分	7



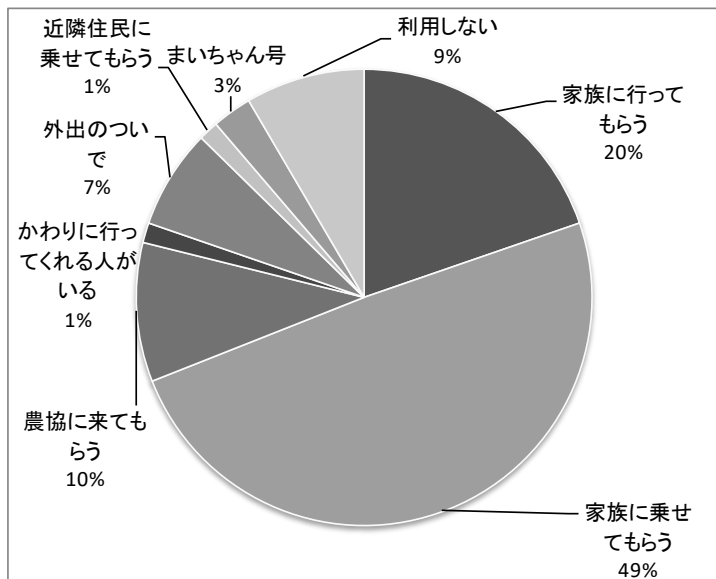
銀行〔金融機関〕口

1 徒歩	14
2 自転車・バイク	28
3 自家用車(自分で運転)	42
4 バス・電車	7
6 その他	57
複数使用	5
(空白)	30
総計	183



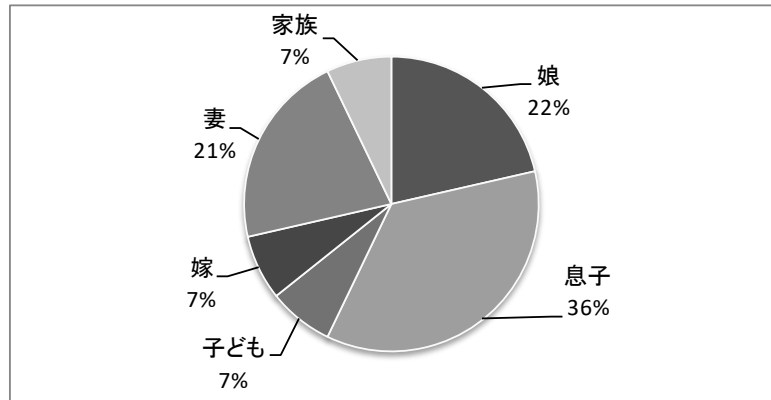
6 その他

家族に行ってもら	14
家族に乗せてもら	35
農協に来てもら	7
かわりに行ってくれる人がいる	1
外出のついで	5
近隣住民に乗せてもら	1
まいちゃん号	2
利用しない	6



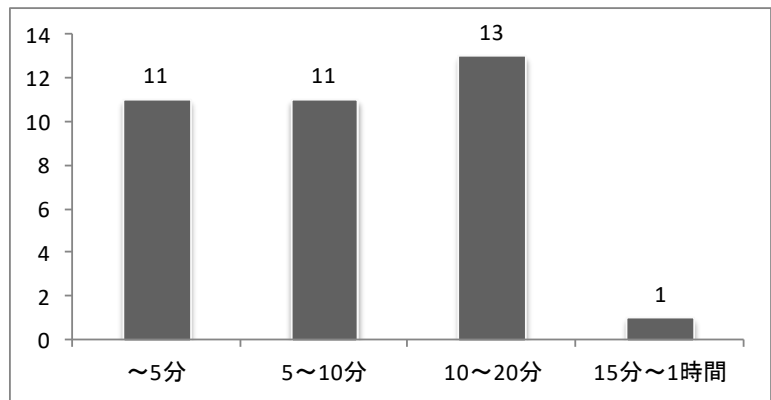
<家族に行ってもらう>

娘	3
息子	5
子ども	1
嫁	1
妻	3
家族	1



所要時間

～5分	11
5～10分	11
10～20分	13
15分～1時間	1



【分析結果】

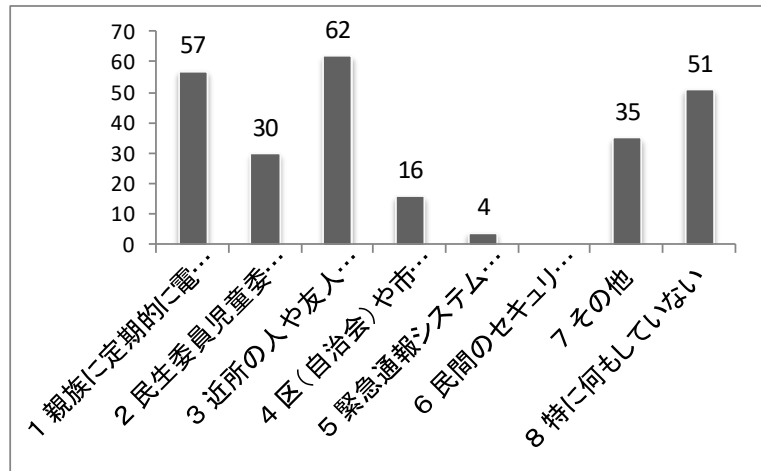
・移動や買物に関する手段は、下記のとおりであった。

	自分で行く者(何らかの手段で)	誰かに頼る(代行、同行)
買物	47.50%	39.90%
病院	50.30%	29.00%
銀行	49.70%	31.10%

- ・娘や息子など子に頼むことが最も多いが、息子は同居する者が多いが、娘は、他所に住む者が多かった。
→子の都合による事が多く、自由に買い物をする環境では無いため、買物ツアーなどのニーズはある。
- ・所要時間については、買い物はバラバラであるが、病院はかかりつけ医の場合は5分程度で二次医療機関に場合は、10分～20分を要することが多い。

10 安全確保、安否確認をかねてしてもらっていること、利用しているサービス

1 親族に定期的に電話をかける・かけてもらう	57
2 民生委員児童委員や福祉委員等に連絡をする・訪問してもらう	30
3 近所の人や友人に連絡する・声かけや訪問してもらう	62
4 区(自治会)や市の災害時要援護者登録制度に登録している	16
5 緊急通報システムを利用	4
6 民間のセキュリティサービスを利用	
7 その他	35
8 特に何もしていない	51



7 その他の内容

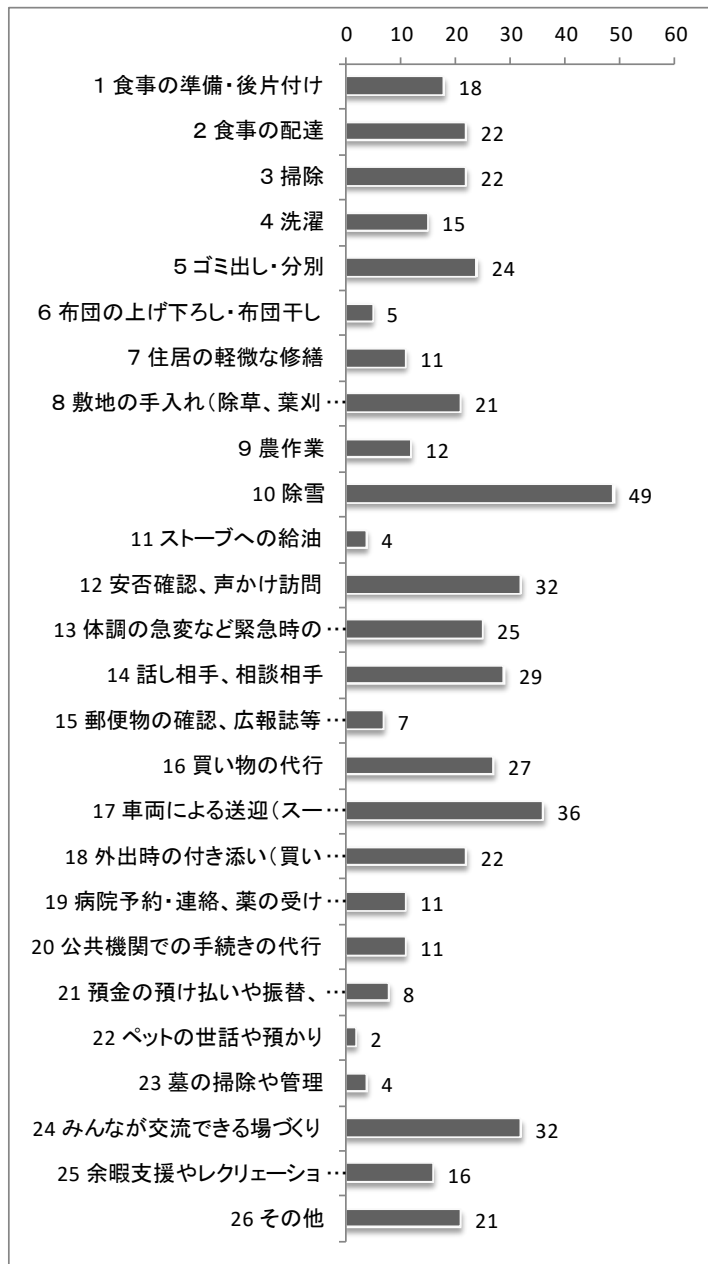
- ・絆バトン 12
- ・配食利用 3
- ・伝言まいばら
- ・家族の見守りがある
- ・娘が訪問してくれる 4
- ・息子が訪問してくれる
- ・何かあれば子どもに連絡する 4
- ・嫁の連絡がたより 2
- ・家族と同居のため特になし
- ・サロン参加
- ・子どもたちに任せている
- ・子どもが電話をかけてきてくれる 5
- ・親戚と電話をかけあうことにしている 2
- ・ゴミ捨てを兼ねてボランティアが訪問 2
- ・隣家は2日みかけないと声かけにきてくれる。
- ・近所の人ひとは、何かあったら声かけてくれる。顔見せないと近所で心配して声かけしてもらう。
- ・こちらから出向いていく方。作ったおかずを届けたりしている。
- ・隣近所の人と交流がない。家に行く交流がない。若い人がいるから行きづらい。年寄りの行き場がない。相手ない。誰か来てくれると嬉しい。
- ・週2,3回近隣の人が来る。「カーテンあけてたら元気。あけてなかったらのぞきに来て」

【分析結果】

- ・親族(31.3%)や近所の方(34.1%)に声かけをしてもらっている者が多いが、半数以下であり、特に何もしていない者が3割近くある。
 - 特に何もしていない者も多く、地域内での見守りを検討していくためには、地域での意識付けや災害時支援と併せて検討しても良いのではないか。
- ・親族での電話のかけ合いや近所同士でサイン(カーテンの開け閉めによる)を決めている者もある。
 - 見守りサービスを検討する上で、地域で決めたサインを活用する手法が有効でないか。
- ・子どもが毎日または数日に1回は電話してきてくれる者が多い。
 - 遠くに住む子どもへ向けたサービスを検討しても良いのではないか。

11 日常生活で困ったときに利用したいと思うサービス

1 食事の準備・後片付け	18
2 食事の配達	22
3 掃除	22
4 洗濯	15
5 ゴミ出し・分別	24
6 布団の上げ下ろし・布団干し	5
7 住居の軽微な修繕	11
8 敷地の手入れ(除草、葉刈り等)	21
10 除雪	49
11 ストープへの給油	4
12 安否確認、声かけ訪問	32
13 体調の急変など緊急時の対応	25
14 話し相手、相談相手	29
15 郵便物の確認、広報誌等の代読、書類の代筆	7
16 買い物の代行	27
17 車両による送迎(スーパー、病院、公共機関、金融機関など)	36
18 外出時の付き添い(買い物、通院、病院内、公共機関、金融機関、地域行事、墓参り、散歩、外食など)	22
19 病院予約・連絡、薬の受け取り	11
20 公共機関での手続きの代行	11
21 預金の預け払いや振替、公共料金の支払いなど手続きの代行	8
22 ペットの世話や預かり	2
23 墓の掃除や管理	4
24 みんなが交流できる場づくり	32
25 余暇支援やレクリエーションの提供	16
26 その他	21



その他の内容

映画会

難聴のため会話手段

手芸、編み物

重い荷物運び

週2回くらい販売車が来るといい

手続きの相談ができる人がほしい

健康がテーマがよい

娘が近くにいるからサービスを利用したいと思わない

家族がいるので大丈夫

防犯(見回り)

家族がしてくれるから心配していない。

昔のことを喋る。思い出す。今と比べて、孫とかに伝えられるといい。自分のところで作った野菜が余ってたら、使ってもらいたい。

デイサービス行きたいが足が悪いので週1回しか行けない。

具体的内容

自分でできることは、自分でやるように努めている。

兄弟、姉妹がたまに話しに来てくれる。同じ世代も少ないので、ゆっくりと話し相手してもらえたらうれしい。

(自分が出かけると、かえって相手に気を遣わせる)。気楽に話せる相手を。

サロンも女性ばかりで参加することが少ない。同年代の男性の参加があればいいのだが。

人の中に入るのは苦手

今は元気だから、考えられない。自分でできることは自分ですべき。今の年よりは甘えすぎ。できることまで頼ってたらあかん。

自分でできなくなった時は、子どもの所へ行くことにしている。住まいも借地なので後に入る者がいなければ更地にして出ていく。

将来、ヘルパー利用かな。

家事等今のところ妻がしている。

新聞は読んでいるが、たまにしか読まない。

家ではテレビを見ているだけなので、話し相手があると気が晴れる。

男でも女でも誰でもいいから来てほしい、喋りたい。

交通手段がないので心配。夫は運転しているができない時に困る。

夫が動けなくなったら、すべてのことが不自由になる

買い物代行: 特に冬場。 付き添い: 通院、病院内

会館の1階ならいける(今まで2階)。

会館2階に上がらなくてもいいのでよかった。

地域行事: 行きたいがトイレが近いので行けない。

除雪えらいけどしている。

除雪: 今は3人一組でないとしてもらえないが、1人だけでお願いできればありがたい。

ひとりぐらしの人のことを考えると、サロンをしてくれるので嬉しい。

友人がサロンに誘ってくれる。車で送迎してくれる。

飲んだり食べたりするのであれば行く。大勢の人の中に行くのはもう行かない。

友達がいればいく。

年に何回か悪くなる時がある。人と話すのが苦手。神経をつかう。1人の方が落ち着く。

16~18番: 将来的に利用したい。

サービスを使うことは考えていない。

特に何も困っていない。

頼りにしていない。

言っても無理だから言わない。期待していない。

家の中に入られるのは困る。

欲しいものは自分で選びたい。

敷地の手入れ: 手伝う程度ならできる。

買い物の代行: 自分の買い物のついでに買ってくることはできる。

24: スタッフとしても関われる 編み物

24: お手伝い、お話を聞く

安否確認、声かけ、車両での送迎、買い物に協力できる

近隣への安否確認(お互いに)なら協力できる。健康づくり

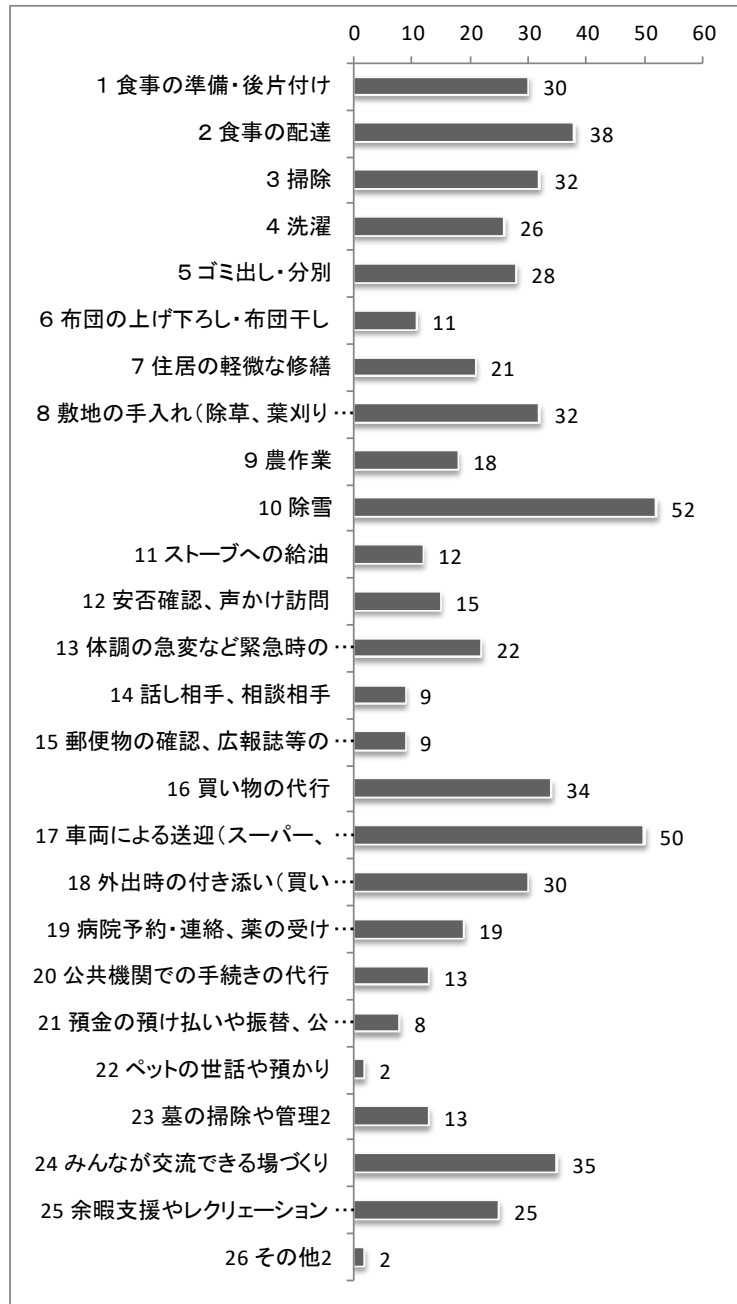
買い物、安否確認に協力できる。野菜を道の駅に出している。

住居の軽微な修繕、車両による送迎、外出の付き添い、文書作成、ネット検索は自分が提供できる

送迎があれば参加できる

12 住民参加型サービスとして提供された場合、有料で利用するもの

1 食事の準備・後片付け	30
2 食事の配達	38
3 掃除	32
4 洗濯	26
5 ゴミ出し・分別	28
6 布団の上げ下ろし・布団干し	11
7 住居の軽微な修繕	21
8 敷地の手入れ(除草、葉刈り等)	32
9 農作業	18
10 除雪	52
11 ストーブへの給油	12
12 安否確認、声かけ訪問	15
13 体調の急変など緊急時の対応	22
14 話し相手、相談相手	9
15 郵便物の確認、広報誌等の代読、書類の代筆	9
16 買い物の代行	34
17 車両による送迎(スーパー、病院、公共機関、金融機関など)	50
18 外出時の付き添い(買い物、通院、病院内、公共機関、金融機関、地域行事、墓参り、散歩、外食など)	30
19 病院予約・連絡、薬の受け取り	19
20 公共機関での手続きの代行	13
21 預金の預け払いや振替、公共料金の支払いなど手続きの代行	8
22 ペットの世話や預かり	2
23 墓の掃除や管理2	13
24 みんなが交流できる場づくり	35
25 余暇支援やレクリエーションの提供	25
26 その他2	2

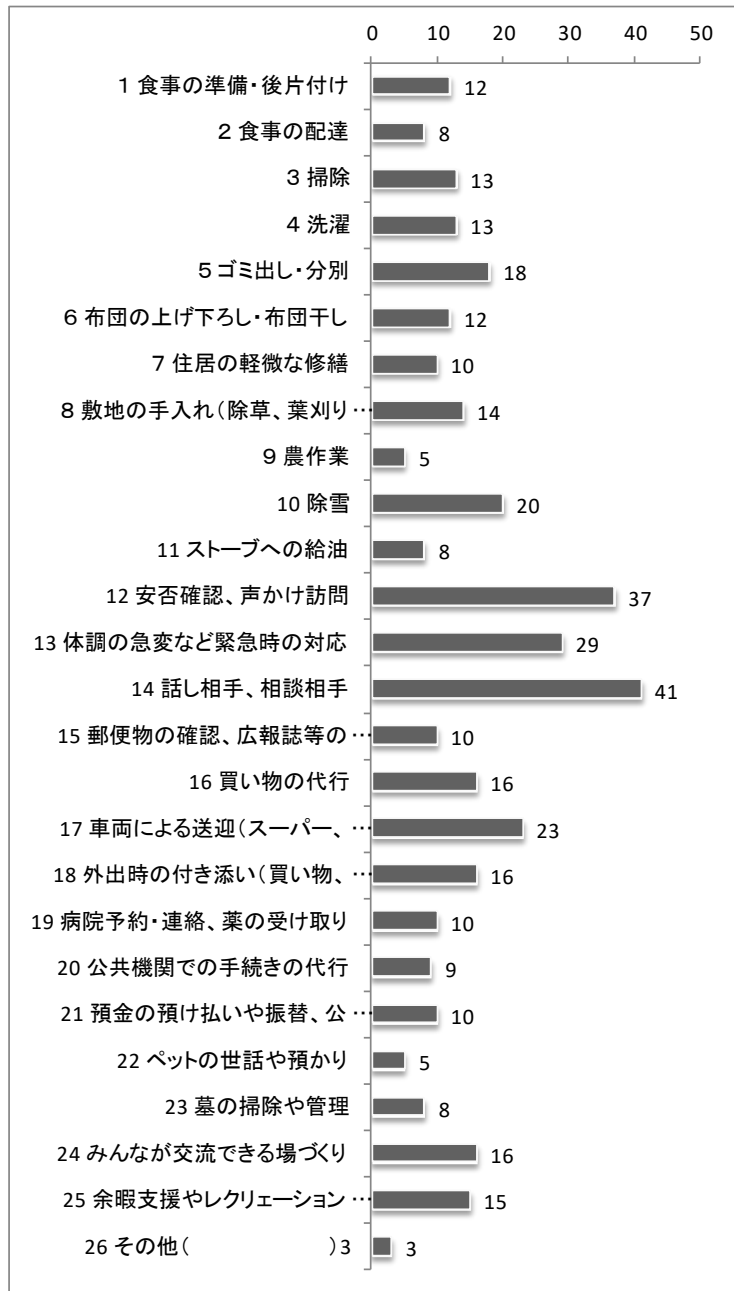


具体的な内容

娘: 来られないときの買い物、ゴミ、通院、除雪が心配。無料は申し訳ない。
 人と交流するのが嫌ではないが、外に出るのが面倒。訪問してもらうサービスの方が利用したい。
 食事の配達: 頼みにくい。
 ゴミ出し: 無料では気を遣う。
 交流の場: 参加費として必要な額
 農作業: 1000円/時、除雪: 2000円/時、付き添い: 300円/30分、交流の場: 500円/2時間
 地域の人には気を遣うが、あえて利用するとしたら送迎のサービス(有料)か
 住居の軽微な修繕: 材料費として。
 地区の中で、空き家で出入りできる場所があるといい。
 余暇・レク: 送迎があればよい。

13 住民参加型サービスとして提供された場合、無料で利用するもの

1 食事の準備・後片付け	12
2 食事の配達	8
3 掃除	13
4 洗濯	13
5 ゴミ出し・分別	18
6 布団の上げ下ろし・布団干し	12
7 住居の軽微な修繕	10
8 敷地の手入れ(除草、葉刈り等)	14
9 農作業	5
10 除雪	20
11 ストープへの給油	8
12 安否確認、声かけ訪問	37
13 体調の急変など緊急時の対応	29
14 話し相手、相談相手	41
15 郵便物の確認、広報誌等の代読、書類の代筆	10
16 買い物の代行	16
17 車両による送迎(スーパー、病院、公共機関、金融機関など)	23
18 外出時の付き添い(買い物、通院、病院内、公共機関、金融機関、地域行事、墓参り、散歩、外食など)	16
19 病院予約・連絡、薬の受け取り	10
20 公共機関での手続きの代行	9
21 預金の預け払いや振替、公共料金の支払いなど手続きの代行	10
22 ペットの世話や預かり	5
23 墓の掃除や管理	8
24 みんなが交流できる場づくり	16
25 余暇支援やレクリエーションの提供	15
26 その他()	3



具体的な内容

選挙の投票、灯油の郵送。
電球の交換

必要な経費は有料でも、人が行き来し、集まれる機会が必要。
年金暮らしなので、無料でしてくれるならありがたい。

除雪：ボランティアであつたらいい
タクシーより安かつたら一番うれしい

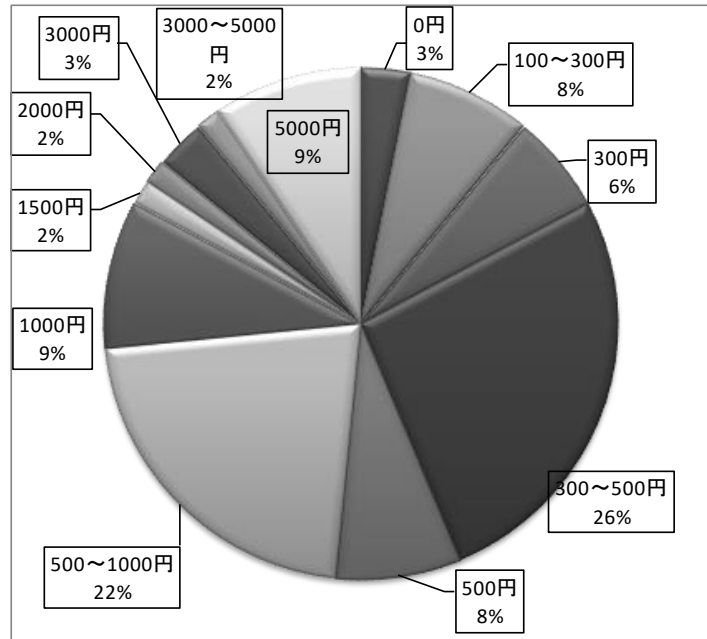
話し相手：年寄り同士、同じくらいの年代。世間のことがわかる。
今は近隣と繋がりがあるが、字内で交流したい

【分析結果】

- ・利用したいサービスは、除雪や車両による送迎が多く、有料で利用したい者が多い。
- ・安否確認や声かけ、話し相手のニーズは高いが、無料で利用したい者が多い。
- ・みんなが交流できる場や余暇活動のニーズも高く、有料での希望が多い。
- ・食事の配達や掃除などの生活の手伝いニーズや、ちょっとした困りごと(電球交換や灯油搬送など)に対応したサービスが望まれている。

14 住民参加型サービスが「有料」で提供された場合、30分あたりいくらくらいなら利用するか

0円	2
100～300円	5
300円	4
300～500円	17
500円	5
500～1000円	14
1000円	6
1500円	1
2000円	1
3000円	2
3000～5000円	1
5000円	6



具体的な内容

決めてほしい。こっちから言えない。
 区で決めた金額にしたい
 できるだけ無料で
 人をお願いしたらお金を払うのは当然だが、国民年金なので難しい

アルバイトの時給程度 2
 タクシーより低額
 年金の範囲内
 シルバーと同じくらい 4
 シルバーより少し安い額
 ヘルパーの派遣料金を目安に。

無料では気を遣う 2
 地域内はお金だと気を遣う。2
 お礼の品として 3
 高くても構わない
 自分が払うならいくらでも

タクシー代程ではないが、ある程度は支払いたい。年金から払いたい。
 サービスにより異なる
 フタバヤ送迎で1,000円窓事300円
 車 近いところは無料、遠いところは有料
 車での送迎: 500円(車の行き先によって違う(距離))
 長浜なら最低1000円
 買い物の代行や付き添いなどは、タクシー料金と同額程度はとってほしい。
 高くてもシルバー以外ならよい
 金券で支払う 2
 材料代等
 実費相当分
 お惣菜 サンマ:100円、こんにゃく:140円 十分。高くはない。
 サロンなど100円では安い。決まっているといい。
 年会費4,000円
 すでに利用していて特になし

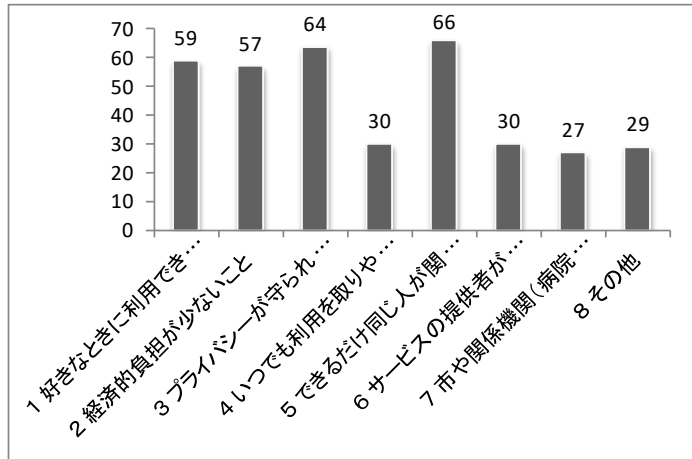
わからない・考えられない 8
 家族に頼むので、お金を払ってまで利用することは考えられない
 仕事に見合う料金 相手の人が決めた値段 500円では安い 賃金が安いと頼みにくいから相場の料金を払いたい
 利用は考えていない。

【分析結果】

- ・何のサービスに対してかを想定しにくい設問であったため、調査員の聞き方によって差が出ているのかもしれない。
- ・車両送迎なら500円～1,000円で生活支援は300円～500円でないかと推測される。

15 住民参加型サービスを利用する場合に、重視する条件

1 好きなときに利用できること	59
2 経済的負担が少ないこと	57
3 プライバシーが守られること	64
4 いつでも利用を取りやめられること	30
5 できるだけ同じ人が関わってくれること	66
6 サービスの提供者が他の地域の人であること	30
7 市や関係機関(病院等)とよく連絡を取ってくれること	27
8 その他	29



8 その他の内容

近所の人を目を考えず気楽にサービスを受けること
 あまり近い人(地元)が来ると気を遣う。何か言われるかもしれないと思う。
 近所関係が良好であること。サービスを受けることは甘えているような考え方あり。
 相性のいい人に助けてもらえると良い。

交流することで自分のためにもなるので条件は特になし
 親切にしてくれるから気をつかう
 コミュニケーションとれないので、写真などできることならするが、気楽な場で写真を撮っていいものか。
 まずは啓発のパンフレットなどを。

顔が知った人がいい 2
 顔見知りの方が安心 2
 どんな人かがわかっているといい
 話しやすい人と話にくい人があると思うので、できるだけ同じ人に関わってもらえる方が良い。
 サービス提供者は近所の人がいい。 2
 他の人のやっかいいになりたくない

男手が必要なことがあるから、力仕事をするサービスがほしい。 2
 市で考えてほしい。
 家の中は他地域の人、外は自治会内でもよい。
 好きな時だと、1人になる時がある。ある程度決まっていた方が行きやすい。
 お金を出してでも必要なら利用したい。
 誰かが誘ってくれると行く
 地元の方が気が楽。
 字の中ですることは、区長がトップですべき
 予約制の仕組みがいい
 今は2日前に連絡してとのことだが、いつでも利用できるようにしてほしい。同じ人なら、地域外でもよい。
 1回1回違う方だと気楽な部分もある。同じ人が関わってくると、安心感がある。

担い手としてリーダーがいれば協力できる。

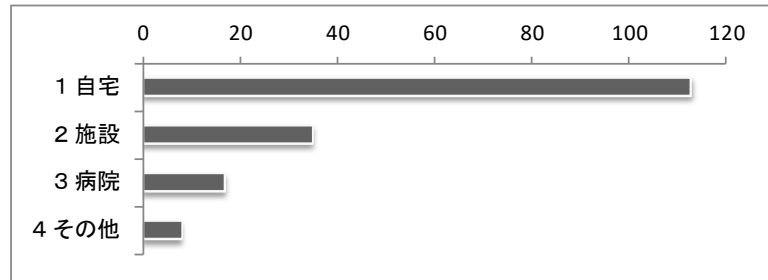
【分析結果】

・プライバシーや同じ人に関わって欲しいなど、家に入っのサービスは、個人情報やプライバシーを尊重した
 取り組みが必要ある。
 →スタッフの個人情報保護に対する研修を実施

16 将来、病気になったり、手助けが必要になったりした場合、どのように暮らしていきたいか

場所

1 自宅	113
2 施設	35
3 病院	17
4 その他	8



具体的な内容

(考え方としては家族が親を見るのが当たり前とされていた。)

息子に世話してほしいが、息子は自分が世話すると言う。自分自身の思いとしては施設の方がいい。

自宅が一番だけれど息子には迷惑かけられない

子どもの判断に任せる

息子(養子)夫婦に任せる

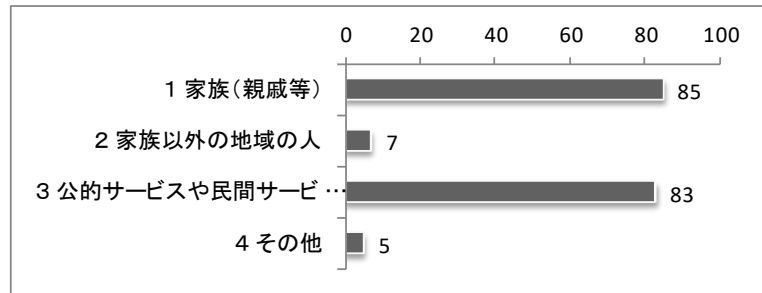
子どもの所へ

施設、病院には行きたくない

施設は入れたらいいけど

手助けしてもらう人

1 家族(親戚等)	85
2 家族以外の地域の人	7
3 公的サービスや民間サービスを利用する	83
4 その他	5



具体的な内容

有料老人ホーム 介護が必要になっても、嫁は仕事を持っているので、できるだけ負担をかけたくない。

人の世話になりたくない(家族にも)

娘より、寝たきりになったら世話ができないと言われていた。転倒等、しないように注意している。

家族に迷惑はかけたくない。

老いては子に従う。子どもに負担はかけられない。(本心は自宅か?)

自宅だと、人に迷惑をかける。病院だと気を遣うことない。

経済的な負担を考えると限りもある。

息子や嫁に相談。

息子(養子)夫婦に任せる。

今はわからない。

死んだ時は死んだ時。

その時の状況による

地域の方は気を遣う。「あそこは～やった」となる。

できるなら家族だが、ヘルパーさんも利用しつつ過ごしたい

施設のよさ知っている

なるべくサービスも使わないようにしたい

17 現在の暮らしの中で不安に感じる事、安心して暮らすために求められる事など

<困っていること>

●自分の健康に関する事

鍵をかけるのが苦手。裏だけあけているのは、何かあったときにすぐに出られるようにするため。一人のときに何かあったら心配。

1人の時に、倒れたり、具合が悪くなった時に心配。

昼間一人のときに体調など急変したりすることが不安。誰か訪問してくれればありがたい。

病気のことが不安。脳梗塞再発しないように生活していきたい。

健康が心配。ぼんやりしている。

寝たきりになることが一番心配。家内、老人車を押して移動。足が不自由。ポータブルトイレ利用(下の息子が世話をしている)。老人車を押して外出は避けている。サロンへは、トイレのことが不便(和式)、迷惑をかけると申し訳ないので、行けない。

病気になった時にどうなるか。悪くなった時に病院に連れて行ってと言いつらい(子どもは勤めている)

家族に介護の負担をかけたくない。介護が必要になったときの不安。手続き。

1人で排泄・入浴・食事などできなくなったら心配。

体調が悪く、足のしびれや尿もれもあるため、あまり出歩かない。

車イス、トイレ等気を遣う。そばにつきそいがないと心配。安心のできる人がいてほしい。

足腰が痛いため、立ったり座ったりの動作が大変。そのため、家事に支障が出ている。

介護サービスを利用しているので特に心配はないが、体が不自由なのがしんどい。

自分の健康(狭心症)のこともあり、地域貢献は困難。

1人分の食事が作りにくいので、1日3食まとめて作って食べている(同じもの)

体のことが心配(腎臓 透析の手前)

倒れた時、1人になった場合が心配。田んぼ作ってもらっているが息子夫婦の負担を考えると来年はやめる。畑が他の区にある。今は自家用車で買い物等行けるので心配はない。

将来動けなくなるときのことを考えると不安になることがある。

健康に対して不安がある。近所の人と仲良くしながら、健康を維持したい。

認知症の進行が心配。

認知症になる前に施設に入りたい。

体の健康。悪くなるのがいや。

病気のことが不安。家の中で過ごすことが多い。

健康面何がどうなるかわからないので不安

息子の嫁も病となり、自分も含めて健康に不安。

夫が介護が必要となれば自分しかいないので自分に何かあると心配。

自分と妻の健康について。

●家族の介護に関する事

自分自身が動けなくなった時、主人の介護(車イス生活)介護サービス利用したいが、金銭もかかる。

奥さんの身体が心配(くも膜下)。

奥さんが元気だが、悪くなったときなど家事全てを任せているのでそうなったときに不安。介護サービスを利用したい。(介護というより家事代行のほうがよいかも)

障がいのある息子がいるので、自分が悪くなれないと思っているが、もしものとき、息子のことが心配。

息子さんのこと(脳性小児まひ)。

介護サービスを利用して欲しいが、してもらえない。

●金銭面

お金の心配。

年金の範囲内での生活

金。先立つものは。人に来てもらうにも。

●災害時の避難に関すること

災害時に一人のとき、どう対応すればよいか。

●近隣との人間関係

区内の交流はなかなかできない。誘う協力が無い。

人の中に行くのが苦手。

若い時に忙しく出られなかったので、老人会でなじめないときがある。

人間関係は好きではないけれど、繋がって、支えあっていかなければいけないと思っている。

今家に行く交流がない、若い人がいるから行きづらい。年寄りの居場所がない。相手ない。

サロンには参加しているが、あまり人の中へ入っていくことは好きではない。

地域に若者が少なくなって淋しくなった。

若い人に迷惑かけないようにしたい。歩いているが人には会わない。年寄りもどこへ行ったのか？寒くなると出なくなるのかな？お地藏さんの所に座って待っていても自転車ですーっと若い人は行ってします。姿見るだけでも、あいさつするだけでも、少し喋りたい、という気持ち。

近所の人どうし気を遣い合っとうまくいかない。お礼をしてもよくならない。

若い人の心にゆとりがない。子どもに物を持って行かずやりとりがなくなった。ほん近所の家を知らない。家の中でもコミュニケーションがとれていないのが問題。

4、5年前老人会なくなった。まとめる人がいない。ゲートボールにも入らない。プラプラしている。空き家増えた。がけ崩れが心配。

1人になったら…と思うと不安。サロン等、おしゃべりするところに参加するのは苦手。友達が訪ねてくることはない。

近所の人も同じような年なので助けあいは難しい。

サロンへも参加していない。人づきあいが苦手なので、ボランティア活動等への参加も考えられない。

●外出手段に関すること

免許返納し、外に出るのがおっくうで、自分で買い物も週1回だけ。代りに配達サービスがある商店を利用。あまり外に出ない(特に冬は)。老人会にも参加していない。

病院に行く時の外出手段。送迎サービスがあれば嬉しい。外に出ていくこと。人との交流。

自転車乗れず、遠くに行けない。皆といろいろ話す機会があれば。サロンも集会所なので遠い。送迎があれば。

まいちゃん号：市外へは出られない。時間が読めない場合は使い勝手が悪い(受診時の終了時間など)

まいちゃん号が長浜病院まで行けるようにしてほしい。

カモン号、まいちゃん号が使いにくいので、もっと使いやすい必要があると思う(困っている人がいた)

●淋しい

夜だけ少し怖い。夜怖いから朝にお風呂入る。特に夕方(5~8時)が一番淋しい。

夜さびしい。

孤立感あり

一日中喋らない日はごくたまにある。

●その他

1人で気持ち悪い。鍵を早く閉めている。夜中に誰か来たこともある(何もせずに帰って行ったが)自分は相手をしていない。

近隣のネコの糞に困っている。

<安心して暮らすために求められること>

診療所がずっと存続してほしい。(最近患者が少なくて心配)

医師に何でも相談できるようにかかりつけをきちんと持っておくことが大切と思う。

公的機関で入所施設を作って、安心をさせてほしい

他人に頼みやすくなること(世間体を考えなくなること)(近所の人に変な目で見られないこと)人の手を借りることも大事。

見守りあいのために、近所とうまく付き合うことが必要と思う。

地域の人の認知症への理解が欲しい(一目見ただけではわかってもらえない)。

もう少し孫と話ができるといい。

台風とか災害時に家屋を守るために安心して暮らせるようにしてほしい

健康や認知症に関して、自分でできることを教えてもらう機会があればよい。

囲碁、将棋おしえてくれる人いたら教えてほしい。一から水彩画したい。市内で教室あるなら参加したい。

畑作業、野菜の作り方について、教えてもらえれば行く。

万が一の時にすぐに人を呼べるようなもの(緊急通報みたいなもの)が欲しい

<今は特に不安なことなし>

今は大丈夫。でも悪くなったら介護サービスに頼みたい。
 子どもや近所の人に助けてもらっている。先生も緊急時に訪問してくれるので安心。
 3世帯同居であり、不安なし。
 家族が何でもしてくれるので頼りにしてる
 自分の家で気楽に過ごしていきたい。親戚、知人などよく立ち会ってくれる。親戚がおかず持ってきてくれたり、周りの人がよくしてくれる。
 現在は2人で暮らしているので問題ないが、将来的には買い物や病院などの通院支援が必要だと思う。
 現在、家のことを頼める近隣があり助かっている(田の耕作、草刈り、家の小修理など。気持ち程度のお礼をしている)
 近所の方が気にかけてくれるので、不安に感じることはない。
 区内は住みやすい。週3日会館を開放してくれているので、皆仲良し。
 村全体にまとまりがあり、つながっている。
 支援ボランティアさんが電話で病院に連れて行ってもらえるので安心。急な時に来てもらえる人が携帯に2人と登録している。普段から気にかけて誰かは家に来てくれて、にぎやかに暮らせている。サロン送迎してもらえるので安心して行ける。3月のバスのお出かけが楽しみ。
 支援ボランティアしてもらえるようになり、大変ありがたい。急に対応してもらえると良い。友人同士で外出している。
 サロンは行かない。老人会は行っている。隣の人よく来てくれて安心。
 1人暮らしなので、近隣も気にかけてくれている(除雪を手伝ってくれたり、訪問してくれたり)
 まだ車が運転できるので、自分の行きたいところへ行き、したいことができる。

<健康に暮らすために気を付けていること>

漢字ドリルをしている。旅行もする。
 暮らし方をノートにつけている。
 認知症予防のために、数ドクを毎日している(父、兄が認知症)。
 毎日2kmウォーキングしている(友人4人と一緒に)
 忘れないように、家族に伝えなければならないことや、自分の行動をメモするようにしている。
 生活のリズムを大切に、いろんなことを習慣づけている。
 畑仕事や家事のほとんどを自分でやっている。
 小物作りをして、もらってくれる人にあげている。
 ウォーキングしている。
 食事に気を遣っている(2)
 風邪をもらうといけけないので、人ごみには行かない。サロンもあまりよくないと言われている。字の行事や総出はしている。
 サロンや趣味より、ゲートボール、体操など、体を動かすこと、集まりあれば参加するようにしている。
 農作業、老人会、体操に参加しているが、できるだけ閉じこもらないように心がけている。もし、外に出られなくなったときに声かけや訪問があればよいが、若い世代の人は気を遣うので、同じ年代の人がよい。
 月に10回くらいは、ゲートボールに出かけている(自動車であちこち)。仲間との会話やゲームで頭を使うことが、健康にいいと思う。

<スタッフとして協力できそうなこと>

夫が花をいける(スタッフとして協力者になるのでは)
 サロンに月1回行って、写真を撮っている。サロンの広報を作っている。絵を習っている。現在、不安はない。スタッフとして協力できる(写真、広報紙)
 最近までサロンの運営に関わっていた。協力できることがあれば手伝うことも可能。
 畑仕事などはしているが、その他に、何か仕事があればやってみたい。
 5~6人の仲間で寿司や総菜を作って、イベントで販売している(※活動への協力について伺うと、もう年なので、ととてもととてもと笑って答えられた)。

＜サービスに関する希望＞

サービスを受けるのに訪問型より自ら出ていきたい。人との交流で話し合うことが何よりの気晴らし。1人のものどうし集まってうちでも使ってほしい。人が寄ってもらうのが嬉しい。行くのは苦手。

注文すれば持ってきてもらえればありがたい。

家の掃除や高いところの作業などしてくれる便利屋さんがあるといい。

会館でおかず等を販売してくれると良い。放送してもらえると、買いに行ける。

週1回の買い物などぜひやって欲しい。

人と話がしたい。空き家に集まって、おしゃべりしたい。テレビでは一方通行。

気の合う人が誘ってくれるなら、居場所に行く(夫を亡くした人同士なら気が合う)。

少人数、同じ趣味仲間ぐらいなら、集まるのはO.K(大勢が苦手という人もあり、少人数のグループも必要か)

賃金をきちんと払ってサービスを受けたい。

サービスありがたいが申し訳ない。有償なら頼みやすい。

居場所より、自身の生活支援サービスの方がよい(個別支援)。

サロンのような場は好きでない(社会的でない)

個人に頼むよりは、公的なサービスを使いたい。通院など交通手段。お店がないので。雨が降ったら外出しないようにしている。

1人暮らしで、話し相手、話す場は必要と思うが、それが地域内が良いかはわからない。

【最後に(印象に残った言葉)】

- ・家族と住んでいてもしゃべらない日もあり、本当にさみしい。
- ・買物は、家族がしてくれるので心配はないが、食料品や服を自分で見て買いたい。
- ・自分が役に立つこともあり協力できる。(要介護者もあり)
- ・地域のことは夫が何もかもしてきていたので、私はあまり交流がない。
- ・自分はいつまでも家にいたい、子ども達に迷惑をかけるから施設に行かないとダメなのかも。(意見として多い)

地域お茶の間創造事業に関するお問い合わせ

米原市暮らし支援部福祉政策課

TEL : 0749-53-5121 FAX : 0749-53-5128

✉ fukushi@city.maibara.lg.jp

ホームページアドレス ▶ <https://www.city.maibara.lg.jp/>